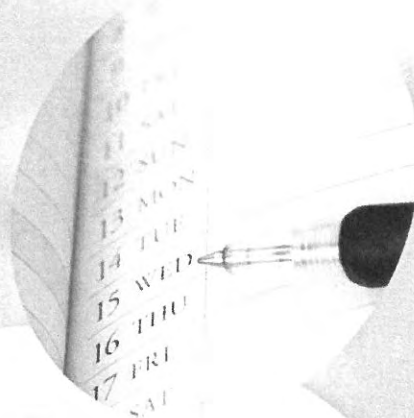


税理士職業賠償責任保険 事故例

【税理士界】
〔平成6年～平成19年掲載事例抜粋〕

※この事例については、平成19年7月1日制度改定以前の
制度における取扱いとなっております。



INDEX

保険金が支払われた事例

消費税		P.1
法人税		P.9
所得税		P.15
相続税		P.19

保険金が支払われなかった事例

・ P.22～P.26

資料（制度改定について）・ P.27

●●● 事故例についてのご留意点 ●●●

- 1 税理士職業賠償責任保険の保険事故例は、一見同様な事故内容であっても、事故に至るまでの事務所と関与先との対応や、税理士が入手していた資料・情報等の詳細な事実関係次第で、その過失割合は全く異なります（ケースによって0%から100%まであり得ます）。事故例に掲載されていたものは、一件、一件真摯に調査検討し妥当な損害賠償額を認定されたものでありますが、紙面の関係上、そのエッセンスしか掲載できておりません。従って、事故例に掲載されているものと外観上同様の事故であるからといって即、有責あるいは同額の保険金が支払われるというわけではありませので、ご留意願います。
- 2 税理士職業賠償責任保険の保険事故の損害額の算定にあたっては、現在下記の〈保険金支払いに関するルール〉を踏まえて、保険事故審査会及び調査委員会において審議されておりますので、損害金額を算定するうえでご留意いただけますようお願い申し上げます。

◆◆◆保険金支払いに関するルール◆◆◆

- 納税額が過大であったこと（または還付額が過少であったこと）の結果として、納税者（顧問先）が納付すべき他の納税額が減少する場合（将来において減少する場合を含みます。）には、保険金お支払いの対象となる損害賠償金を算出するに際し、この減少する納税額に相当する金額を、損害額から控除することとしています。
- 納税者（顧問先）に支払った損害賠償金が納税者（顧問先）にて雑収入その他の益金（名目のいかんを問いません）として計上されることによって、納税者（顧問先）の法人税、所得税、住民税等の税額が増加する場合があります。その場合、当該増加額につきましては、お支払いする保険金には含まれません。

- 3 また、事故例として掲載されている事例の保険金算出方法は、平成18年6月30日までに損害賠償請求を提起された場合であり、税理士職業賠償責任保険の商品改定を実施した平成18年7月1日以降に損害賠償請求を提起された事案については、改定後の方法にて算出することとなります。

〔改定内容〕 ○免責金額60万円へ変更

○縮小てん補払い80%へ変更

※法律上の損害賠償金から免責金額60万円を控除したのち、残りの損害額の80%に相当する額を、てん補限度額の範囲内でお支払いいたします。

- 4 なお、税理士職業賠償責任保険は、平成19年7月1日より27P記載のとおり、制度改定を行っておりますが、この事例については、平成19年7月1日制度改定以前の制度における取扱いとなっております。

●●● 保険金が支払われた事例 ●●●

● 〈消費税01〉 消費税の確定申告に際し、仕入控除税額の計算方法の選択を、個別対応方式で行うべきところ一括比例配分方式で行ったため、過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成6年4月15日号(第1073号)掲載●

〈事故の概要〉 土木建築、不動産販売業を営む本件関与先の平成2年7月期の消費税の確定申告に際し、原則課税による仕入控除税額の計算上、本来個別対応方式が有利であるにも拘らず、十分な検討を怠り一括比例配分方式を選択したため消費税の過大納付が発生した。また、一括比例配分方式を選択した場合には、2年間の継続適用が必要とされ、平成3年7月期においても同様に過大納付が生じ、2課税期間の消費税の過大納付額合計21,148,700円の賠償請求を受けた。

〈コメント〉 本件税理士は、一括・個別の比較について十分な試算もしないまま、手続きの簡便さから一括比例配分方式を選択したもの。関与先の税務申告について一切を任されており、また必要な資料についてはいつでも提供がなされたであろう体制にあったこと、また、十分な検討が行われていれば明らかに個別対応方式を選択していたであろうことが確認できたので、税理士の責任が認められた。なお、本件では、過大納付のうち、法人税等の節税額を差し引いた10,159,837円が損害額として保険の対象となった。

● 〈消費税02〉 「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出を失念したため、ビルの建築にかかる消費税額が還付されなかった事例

●[税理士界] 平成6年4月15日号(第1073号)掲載●

〈事故の概要〉 本件税理士は、簡易課税制度選択不適用届出書の提出を依頼されていたにも拘らず、届出書の提出期限である平成4年3月31日(平成3年10月期の消費税法改正に伴う経過期限)までに同届出書の提出を失念した。この結果、平成4年4月から6月の課税期間(消費税課税期間特例選択届出書提出済み)にかかる消費税の確定申告にあたり、従来から選択していた簡易課税制度によることとなり、テナントビルの建築にかかる消費税について還付申告ができなくなった。かかる還付不可となった消費税相当額12,709,668円について賠償請求を受けた。

〈コメント〉 本件税理士は、還付が受けられる旨依頼者に説明しており、また、依頼者からも届出書の提出の依頼を受けていたにも拘らず提出を失念したケースであり、税理士の責任は免れないと判断された。還付が不可となった12,709,668円が一次的な損害と考えられるが、本件では所得税・住民税の節税を通じて回復される損害額を控除した4,776,538円が保険の対象となった。

● 〈消費税03〉 消費税における「貸倒れに係わる税額控除」の適用を失念した事例

●[税理士界] 平成6年4月15日号(第1073号)掲載●

〈事故の概要〉 依頼者(会社)は平成5年6月期において貸倒れ損失約4億4,000千円を出し、これに関して税理士が消費税の「貸倒れに係わる税額控除」について説明をしたところ、話が過去の申告におよび、過去の消費税申告書を調査したところ、平成2年6月期において、決算書上貸倒れ損失(売掛債権)約8,200千円と計上されているにもかかわらず、これに対する消費税額控除約238千円が記載漏れとなっていることが判明した。

〈コメント〉 本件は、申告記載時に税理士が十分な注意を払わなかったため発生したものと考えられ、税理士の責任は免れないと判断された。損害額については平成2年6月期の貸倒れ損失約8,200千円に対する消費税の控除額約238千円より、消費税の過大納付分の一部が法人税等における税額の軽減として回復されることから、回復額約140千円を控除した約98千円を本件における損害額として認容した。

● 〈消費税04〉 消費税の確定申告に際し、「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出を失念(基準期間における課税売上高への対応の誤りによる)したため、簡易課税制度による過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成7年5月15日号(第1088号)掲載●

〈事故の概要〉 本件関与の平成6年3月期の確定申告に際し、本件税理士は関与先が簡易課税制度を選択していたことを失念し、「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出を失念した。かかる簡易課税制度により過大納付消費税額7,762,400円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件関与先は消費税法施行当初は簡易課税制度により申告を行っていた。しかし、平成3年3月期から平成5年3月期までの3事業年度の消費税申告は、基準期間における課税売上高が4億円（平成3年9月30日以前は5億円）を超えていたため簡易課税制度を選択しているにもかかわらず、原則課税制度により申告していた。平成6年3月期の申告も原則課税による申告を考えていたが、基準期間である平成4年3月期の課税売上高が3億円以下であることに気づき、簡易課税制度による申告を行った。関与先が簡易課税制度を選択していたことを忘れ、届出書の提出期限までに届出書を提出しなかったことは、全面的に本件税理士の責任であると考えられる。本件関与先は、多額の繰越欠損金があったが、将来的には収益の回復が見込めたため、予想される回復額（最低税率を適用）を控除した残額の4,860,312円が保険の対象となった。

●〈消費税05〉消費税の確定申告に際し、誤って一括比例配分方式を適用したため、消費税の過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成8年5月15日号(第1100号)掲載

〈事故の概要〉本件税理士は、建て売り業者である本件関与先の消費税申告にあたり、非課税売上げである土地と、課税売上げである建物とを一對とし考え、全て共通するものと誤認し、長年にわたり一括比例配分方式を適用して申告・納税を行ってきた。その後、平成6年9月に、本件関与先より、個別対応方式の方が有利ではないかとの指摘を受け、本件誤りが発覚し、6期（5年1ヶ月間）についての過大納付消費税額につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉課税売上高が95%未満の業者の場合、課税仕入れ額の算定にあたり、一括比例配分方式と個別対応方式のいずれかを選択することができる。本件関与先のように多額な非課税売上げがある場合には、個別対応方式が有利であることは明白であり、税務の専門家としての税理士の責任は免れない。本件では、個別対応方式で申告・納税した場合の消費税額との差額から、過大納付により節税された金額を控除した、44,154,518円が保険の対象となった。

●〈消費税06〉輸出免税売上にかかわる金額を課税標準額に含めて計算したため、3事業年度にわたって消費税の過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成9年5月15日号(第1112号)掲載

〈事故の概要〉本件関与先の平成2年3月期から平成4年3月期までの消費税の確定申告に際し、本件税理士は、課税売上金額＝課税標準額と誤認していたため、輸出免税売上にかかわる金額を、課税標準額から控除するのを失念した。結果、3事業年度にわたって消費税の過大納付が発生させ、かかる過大納付消費税額2,523,100円から、その損金算入により減少した税額相当額を差し引いた1,293,900円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉事業者が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、輸出取引等にかかわる金額については消費税を免除する（消費税法第7条第1項）。従って、簡易課税制度による申告であっても、原則課税制度による申告であっても、消費税の課税標準額からは輸出取引にかかわる金額については控除できるにも拘らず、本件税理士は単純な税法の解釈誤りからこれを失念した。本件では、平成2年3月期から平成4年3月期までの3事業年度分の過大納付消費税額2,523,100円から、その損金算入により減少した税額相当額を差し引いた1,293,900円が損害額として認定され、免責金額30万円を控除した993,900円が保険金として支払われた。

●〈消費税07〉既に消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていたことを失念したまま新規事業の開業を指導したため、設備投資に係る消費税の還付が受けられなかった事例

●[税理士界] 平成10年5月15日号(第1124号)掲載

〈事故の概要〉本件税理士は、本件関与先がパチンコ業を開業（新規事業の追加）することを検討するにあたって、既に（平成7年1月）消費税簡易課税制度選択届出書を提出していたことを失念したまま、本件関与先において開業することを指導した。したがって、この場合、店舗新築等の設備投資が発生する平成8年11月期が開始する平成7年11月30日までに、既に提出された簡易課税制度選択届出書の取り下げを行うべきであったが（課税期間の開始前であれば、取り下げは認められるとの所轄税務署の見解あり）、これを失念した。その結果、本件関与先は多額の設備投資を行ったが、当該設備投資に係る消費税額について、還付を受けることができなくなった。かかる、簡易課税制度による申告納付額と原則課税制度による申告納付額との税差額約1,910万円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件関与先がパチンコ業を行うことを決定した際（平成7年5月頃）に、簡易課税制度選択届出書の取下書を提出していれば、これが採用されたであろうことが認められるため、本件税理士の責任は免れないものと判断される。本件では、簡易課税制度での申告となったことにより発生した税差額約1,910万円から、法人税等の節税額約710万円を差し引いた約1,200万円が損害額として認定され、免責金額30万円を控除した約1,170万円が保険金として支払われた。

●〈消費税08〉改正消費税法を誤認し、消費税課税事業者選択届出書の提出を失念したため、消費税の還付が受けられなかった事例

●[税理士界] 平成10年5月15日号(第1124号)掲載

〈事故の概要〉本件税理士は、資本金1千万円以上の法人は、設立事業年度から消費税の課税事業者であると誤認(消費税法の改正により、当該規定は平成9年4月より適用される)したため、平成7年8月に設立された本件関与先において、設立当初から設備投資があるにもかかわらず消費税課税事業者選択届出書の提出を失念した。結果、平成8年3月期および平成9年3月期において消費税の還付が不可となり、かかる還付不可消費税額につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件税理士は、平成9年4月の消費税法改正により適用される「基準期間のない資本金1千万円以上の法人は、設立事業年度より課税事業者となる」との規定が、施行日以前設立の本件においても適用されると誤認したため、本件関与先には設立事業年度から設備投資があることを認識していたにもかかわらず、課税事業者選択届出書の提出を失念した。本件では、課税事業者選択届出書が提出されていれば還付されていたであろう消費税額から、減価償却を通して節税される金額を差し引いた約180万円が損害額として認定され、免責金額を控除した約150万円が保険金として支払われた。

●〈消費税09〉出向社員の給与分担金収入を資産の譲渡対価に誤って算入したため、その控除仕入税額の計算を誤り消費税の過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成11年5月15日号(第1136号)掲載

〈事故の概要〉本件税理士は、出向社員にかかる給与分担金収入を資産の譲渡対価に算入して課税売上割合を計算した結果、平成2年6月期から平成7年6月期の消費税申告について控除対象仕入税額が過少に計算され、過大納付消費税が発生した。かかる過大納付消費税相当額について賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件については、消費税法施行以来、出向社員にかかる給与分担金収入を資産の譲渡対価に算入して課税売上割合を計算し続けていたが、依頼者から指摘を受け調査したところ、資産の譲渡対価に該当しないことが分かった。明らかに本件税理士の計算誤りに該当し、平成2年6月期と平成3年6月期の消費税について、適切な計算と実際の計算との差額約400万円から法人税等の回復額約200万円および免責金額を控除した差引約170万円が支払われた。平成4年6月期以降分の消費税申告については減額更正及び更正の請求が認められたため、損害は前記期間のみに限定された。

●〈消費税10〉課税事業者選択届出書および課税期間特例選択届出書の提出を失念したため、消費税の還付が不可となった事例

●[税理士界] 平成11年5月15日号(第1136号)掲載

〈事故の概要〉営業譲受により貿易業を営むことになった依頼者(消費税の免税事業者であった)につき、課税事業者選択届出書および課税期間特例選択届出書の提出を失念したため、平成9年9月期の輸出免税に係る消費税の還付が不可となった。

〈コメント〉届出書の選択は依頼者より直接依頼されていないが、包括的委任契約を結んでいること、貿易業を営む依頼者にとって消費税の還付金額が資金繰り上重要な要素を占めること、依頼者が免税業者であることを十分に承知していたこと等を勘案すれば、届出書の提出を助言しなかったことは税理士の責任と認定された。よって課税事業者選択届出書および課税期間特例選択届出書の提出がされた場合、還付されたであろう消費税額約2,300万円から翌期の棚卸商品に係る消費税額約1,500万円および損害事業年度以降において回復が予想される法人税・住民税額約300万円、免責金額を差し引いた約460万円が支払われた。

●〈消費税11〉消費税の申告に際し、関与先から土地・建物の取得についての相談を受け、原則課税制度により還付が受けられることを説明したにもかかわらず、「簡易課税制度選択届出書」が提出済みであることを誤認し、「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しなかったため、消費税の還付が受けられなくなった事例

●[税理士界] 平成11年5月15日号(第1136号)掲載

〈事故の概要〉当該関与先は、設備投資などにかかわる消費税の還付を受ける目的から設立年度(平成元年11月期)において「消費税課税事業者選択届出書」を提出した。その後、設備投資の予定もなく、簡易課税を選択した方が有利であったことから、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した。さらに、基準期間の課税売上高が3,000万円以下となったため「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出し、免税事業者となっていた。税理士は、関与先から平成8年8月に土地・建物の取得に関する相談を受け、取得に伴う消費税の還付を目的と

して、「消費税課税事業者選択届出書」および「法人税・消費税の移動（変更）届出書（事業年度の変更）」を提出した。当該消費税の還付を受けるためには原則課税申告をなす必要があり、本来であれば、上記届出書の他「消費税簡易課税制度選択不適用届出書（以下、「本件届出書」）」を提出する必要があった。ところが本件会計事務所担当職員は、以前提出した「消費税課税事業者選択不適用届出書」により本件届出書を提出しなくとも簡易課税選択の効力がなくなると誤認していたことから、本件届出書の提出を失念し被害者に対して、平成9年10月期における消費税の還付金の受領を不可能とならしめる損害を与えることとなった。よって税理士は、適切な指導を怠ったとして損害賠償請求を受けた。

〈コメント〉関与先の土地・建物の取得が明確に決定した平成8年8月までに、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出していれば、届出が採用されたであろうことが認められるため、本件に関しては、会計事務所の過失に起因する損害であることが明白である。よって簡易課税により過大となった消費税額から、法人税等の減少部分を控除したおよそ640万円が損害と認容され、免責金額を控除した約610万円の保険金支払となった。

●〈消費税12〉課税事業者選択届出書の提出を失念したことにより、ビル取得にかかる消費税が還付不可となり、還付不可消費税額につき、損害賠償請求された事例

●[税理士界] 平成13年6月15日号(第1161号)掲載●

〈事故の概要〉税理士が課税事業者選択届出書（以下「届出書」という）の提出を失念したため、平成12年8月期のビル取得にかかる消費税の還付が不可能となった結果、還付不可消費税額について賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件税理士は、工事着工前に、本件関与先から当該ビル建築に関する説明を受け、毎月の巡回監査の際にも都度報告を受けていた。しかしながら、事務所の担当職員が退職したこと等があった、本件関与先の消費税届出書の提出状況と基準期間の課税売上高の確認を怠り、提出期限までの届出書の提出を失念した。平成12年10月、税務署から申告書用紙の送付がないため調査した結果、届出書の未提出が発見された。本件は届出書の提出により還付が認められると推定できることから、税理士の責任と考えられる。平成10年8月期の課税売上高は約600万円であり、還付を受けるためには届出書の提出が必要であった。本件税理士は依頼者から計画を事前に聞いていたため、課税事業者選択による拘束期間を平成11年8月期と平成12年8月期とする予定でいた。そこで、平成12年8月期の還付不可消費税額約3,200万円から届出書を提出していたならば納税義務が生じた前期（平成11年8月期）の消費税額約400万円および法人税の減少額約630万円を控除した約2,170万円が損害額として認定された。なお、本契約の支払限度額は1,000万円であった。

●〈消費税13〉消費税の新設法人適用終了後、課税事業者選択届出書の提出を失念したことにより、設備投資にかかる消費税が還付不可となり、過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成13年6月15日号(第1161号)掲載●

〈事故の概要〉平成9年に設立となった法人であることから、平成9年12月期及び平成10年12月期においては消費税の新設法人に該当し、課税事業者として消費税の還付を受けていた。依頼者は、平成11年12月期に設備投資を計画しており、同期は損益状況から課税事業者を選択した上で消費税の還付を受けるのが有利であった。そのため、平成10年12月末日迄に「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければならないが、本件税理士はこれを失念したために平成11年12月期の消費税の還付が不可となり、還付不可消費税額について賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件は平成11年12月期における決算作業中に過誤が判明した。直ちに「消費税課税期間特例選択届出書」を提出し、平成12年4月1日～6月30日期は適用可能となった。平成11年12月期における還付不可消費税額から、平成12年1月1日～3月31日期に課税事業者を選択していたならば納付義務の生じたであろう消費税額を控除した金額が実質損害額となる。依頼者は、平成11年12月期に約9,000万円の欠損金があり、平成16年12月期迄に欠損金の繰越控除が行われることは見込めない旨の主張がなされており、平成16年12月期以前の段階では、何らかの回復も見込めないとの解釈の上で、約680万円が損害額として認定された。

●〈消費税14〉簡易課税制度選択届出書の提出を失念したため、過大納付消費税が発生し損害賠償請求された事例

●[税理士界] 平成13年6月15日号(第1161号)掲載●

〈事故の概要〉依頼者の廃業に伴い、課税仕入の減少から簡易課税の適用が有利になることが予想できたにも関わらず、消費税簡易課税制度選択届出書（以下「届出書」という）の提出を失念した為、過大納付が発生したとして、かかる過大納付消費税額につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件依頼者は、以前より仏壇仏具の販売を営んでいたが、業績不振により平成11年中に廃業を考えていた。本件税理士は平成7年から税務顧問を行っており、平成10年12月、本件関与先から平成11年中に廃業する旨の相談を受けた。本件依頼者は、消費税につき原則課税を選択していたが、廃業に伴い仕入がなくなるため、平成11年分は課税仕入の減少から簡易課税の適用が明らかに有利となることがわかった。しかし、本件税理士は届出書の提出を失念しており、本件損害は本件税理士の責任と認定された。平成11年分の消費税過大納付額約130万円が損害額と認定された。なお廃業前3年分はいずれも純損失が発生しており、損害の回復は特に生じないことが確認された。

●〈消費税15〉「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出を失念し、還付不可消費税額につき賠償請求された事例

●[税理士界] 平成14年5月15日号(第1172号)掲載●

〈事故の概要〉過去に消費税簡易課税制度を選択していた被害者が、平成12年8月21日～平成13年8月20日において設備投資を行うにあたり、本件税理士は消費税還付を受けるため、「消費税課税事業者選択届出書」を提出するも、同時に、簡易課税制度を取止めるべく「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することを失念した。これにより、被害者から還付不可消費税額および納付消費税額の合計額約1,160万円につき損害賠償請求がなされた。

〈コメント〉設備投資費用に係る消費税額の還付につき必要手続きを自ら指導し、かつ、被害者から具体的依頼を受けていたにも拘らず、被害者の過去の課税制度選択に係る確認作業ならびに本件届出書の提出を懈怠した税理士の過失責任は明らかである。したがって、平成13年8月期において生じた損害額につき、本件税理士はその賠償の責を免れないが、被害者が税抜処理を採用しているため、単年度回復計算による損益相殺を行った。なお、被害者は、平成13年8月期において4,400万円余の繰越欠損金を抱えているものの、法人税法第57条第1項の定めにより、損害期以降5事業年度での節税効果が生じる予定であるため、前節税額を損害の回復額と認定し、最低税率を用いた回復ルールを適用して認容損害額を算出した。還付不可消費税額約1,090万円と納付消費税額約70万円の合計約1,160万円から回復額約340万円を差し引いた約820万円が損害認定額となった。したがって、支払保険金は、約820万円から免責金額30万円を控除した約790万円となった。

●〈消費税16〉控除対象仕入税額の計算方式を誤った結果、過大納付消費税が発生し賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成14年5月15日号(第1172号)掲載●

〈事故の概要〉平成10年9月期の依頼者の消費税確定申告につき、本件税理士が誤って「一括比例配分方式」を適用した結果、過大納付消費税が発生した。かかる過大納付消費税相当額について賠償請求を受けた。

〈コメント〉課税売上割合が95%未満となる課税期間の控除対象仕入税額の計算にあたっては、「個別対応方式」か「一括比例配分方式」のいずれかによることとされている。この選択は、確定申告書への記載で認められるため、いずれの方式が有利なのかを比較計算した上での選択が可能となっている。本件依頼者の場合には、偶然、平成10年9月期に約20億円の土地譲渡があったため、課税売上割合が94.97%となったが、「個別対応方式」の選択に有利性が認められるのは明白であった。なお、課税売上割合が95%ギリギリであるため慎重に調査したが、依頼者の収益内容が現金売上のため、課税売上割合が95%以上となることはなかった。平成10年9月期の過大納付消費税額約9,700万円から法人税等の節税額約4,200万円を控除した約5,500万円が損害額として認定される。なお、本税理士の加入タイプが、一請求あたり支払限度額1,000万円であったため、支払保険金は1,000万円となった。

●〈消費税17〉「新設法人に関する第3期目の課税事業所選択届出書」の提出を失念したことにより、設備投資に係る消費税の還付を受けられなかった事例

●[税理士界] 平成15年6月15日号(第1185号)掲載●

〈事故の概要〉平成11年4月、被保険税理士は依頼者設立とともに関与を開始し、法人税、消費税に係る業務及び税務相談等を受任していた。依頼者は、消費税については新設法人で資本金1千万円以上であることから第2期(平成13年3月期)まで課税事業者該当し、第1期(平成12年3月期)の課税売上高は50万円であった。依頼者の事業計画、設備投資計画については、当該税理士は当初から依頼者より説明を受けており、課税事業者を選択することが決められ、その事務の委任を受けていた。平成11年4月、本件税理士は、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出しており、本件届出書の提出期限である平成13年3月までに提出すべきところ、平成11年4月の届出の際に本件届出書も提出しているものと思い込み、本件届出書の提出を怠った。平成13年7月、依頼者は、計画通り建物設備を取得し、駐車場として事業の用に供した。平成14年3月、当

該税理士は、第4期（平成15年3月期）収支見積のため消費税還付税額の計算中に、本件届出書の未提出に気付いたが、既に設備投資は終了しており、本件過誤の救済を受ける余地は無く、3月、本件税理士は、依頼者に消費税が還付されない旨の報告を行った。依頼者は、被保険税理士には事業計画、設備投資計画の事前説明を行っており、遅くとも「本件届出書」の提出期限である平成13年3月までに提出の確認をしていれば、過誤は起きなかったものであり、その確認を怠り、届出書を提出しなかった税理士の過失は明らかであるとの主張のもと、依頼者より損害賠償請求がなされた。

〈コメント〉本件税理士は、依頼者の消費税の課税選択において選択の期限である平成13年3月までに、平成14年3月期の基準期間の課税売上高が3,000万円以下であることから、平成14年3月期においては消費税の還付を受けるためには、「本件届出書」を提出しなければならなかったにも拘わらず、これを怠った。また、依頼者について、事業内容の変更等、事前の課税選択の確認を困難ならしめる特段の事情もなく、賠償責任が認められる。したがって、本件届出書の提出を懈怠した本件税理士の過失責任は明らかであり、上記過失に起因して生じた損害額、即ち、平成14年3月期分に於ける還付不可消費税相当額につき、賠償責任が存するものと認められるとし、支払保険金は還付不可額7,100万円から翌年度本過大納付により有利となる税額である2,600万円を控除した4,500万円となった。

●〈消費税18〉消費税について「原則課税」と「簡易課税」の比較検討に際し、その計算を誤り、過大納付額につき賠償請求された事例

●[税理士界] 平成15年6月15日号(第1185号)掲載●

〈事故の概要〉平成10年7月期の消費税について「原則課税」と「簡易課税」との有利不利の比較検討の際、計算誤りにより「大差なし」と判断してしまい、それまでの簡易課税制度をそのまま採用してしまった。その後、営業形態等に特に変化がなかったことから比較検討をしなかったが、平成11年7月期の決算作業中に課税売上高が2億円を超え、来期が原則課税になることから、当期についても原則課税で試算してみたところ、あまりにも多額の差額となったため、過去にさかのぼって再計算をしたところ、平成10年7月期の消費税の比較検討の計算誤りに気づき、原則課税が有利であった平成10年7月期から平成12年7月期までの簡易課税と原則課税との消費税の差額について損害が発生し、賠償請求を受けた。

〈コメント〉消費税簡易課税制度は一度選択すると、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出するまではその効力を失わないことから、被保険税理士は、每期、原則課税と簡易課税のどちらが有利であるかの比較検討を行わなければならない。しかし、被保険税理士はこれを怠り、さらに平成10年7月期の比較検討では計算誤りにより不利な方を選択している。每期比較検討を行い、正しい結論を出していれば、原則課税の選択は十分可能であり、損害は発生しなかったことから、被保険税理士に責任があると判断できる。当該損害認定額は、過大納付額約880万円から法人税等の節税額約280万円を差し引いた約600万円となり、当該損害認定額から免責金額30万円を控除した約570万円が支払保険金となった。

●〈消費税19〉簡易課税適用事業者である依頼者においては、多額の設備投資が予定されており本来原則課税が有利であったが、税理士が簡易課税制度選択不適用届出書の提出を失念した結果、不利な簡易課税制度が適用され、消費税の還付が不可となり、また、過大納付消費税が発生した。本件、かかる還付不可消費税額及び過大納付相当額につき損害賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成16年5月15日号(第1196号)掲載●

〈事故の概要〉平成13年2月、被保険税理士は依頼者から設備投資にかかる契約書を入手し、関連資料の確認を行った。しかしながら、この段階で請負価額の金額を誤認し、簡易課税方式有利と判断し、簡易課税制度選択不適用届出書の提出を行わないこととした。平成14年3月31日、簡易課税制度選択不適用届出書の提出期限であったが提出を失念、同年5月、平成14年3月期の決算作業中に請負価額を誤認していた事実が判明、同年6月に依頼者へ当該届出書の提出を失念していたことを報告し、税務署と交渉するも救済方法がないことが確定した。平成15年6月、簡易課税方式により消費税申告、同年7月、依頼者より損害賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件税理士は、依頼者から設備投資にかかる契約書・関連資料を簡易課税制度選択不適用届出書の提出期限前に入手していたが、本来2億円以上となる設備投資の金額を、借主からの保証金を差し引いた自己資金7千万円であると誤認し、シュミレーションを行わずに簡易課税が有利と判断した。依頼者から提供された資料を慎重に確認していれば、提出期限前に原則課税が有利であることは十分確認できる状況であり、本件、当該届出書の提出失念は税理士の善管注意義務違反と考えられる。上記過失に起因して生じた損害額、即ち平成15年3月期の還付不可消費税額7,160,580円と簡易課税納付額1,274,500円の合計8,435,080円から免責金額を控除した額が支払い保険金となった。

●〈消費税20〉新設法人設立3期目において、課税事業者選択届出書の提出失念により還付不可となり、還付不可税額につき賠償請求された事例

●[税理士界] 平成16年5月15日号(第1196号)掲載●

〈事故の概要〉本件税理士は、平成12年11月依頼者法人設立とともに関与を開始し、決算申告に係る業務および税務相談等を受任していた。依頼者は、設立第1期(平成13年3月期)の課税売上が157万円であるため、第1期を基準期間とする平成15年3月期は免税事業者に該当することとなった。免税事業者が消費税額の還付が見込まれる場合、還付課税期間の開始の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出すべきところ、これを失念した。平成14年9月、本件税理士は、依頼者から受領した第3期経過月までの試算表等整理の際、仮受消費税と仮払消費税の金額から第3期の消費税について還付が想定されるため、当該届出書の提出を確認したところ提出されていなかった。このため、税務署と交渉したが救済不可が確定したため、本件税理士に対し、依頼者より免税事業者となった平成14年4月から平成14年9月までの期間における過大納付消費税相当額2億4,879万円の損害賠償請求がなされた。

〈コメント〉本件は、依頼者の平成13年3月期(設立第1期)の課税売上が3千万円以下であることから、同期を基準期間とする第3期は免税事業者となることから、第3期においては、還付が見込まれるため「消費税課税事業者選択届出書」を平成14年3月末日までに提出すべきであったが、これを怠った。したがって、本件税理士の過失責任は明らかであり、当該過失に起因して生じた損害額である平成14年4月～9月課税期間における還付不能消費税額相当額につき、賠償責任が存するものと認められた。本件は、依頼者が課税期間の特例を選択し、平成14年12月期、平成15年3月期の各課税期間の消費税申告がすべて還付申告となったことから、平成14年4月から平成15年3月を一課税期間として計算した場合においても、各課税期間に消費税納税額が生ずることによる損害額の回復は認められない。本件では、還付不能となった消費税相当額が、租税効果として益金処理されず、結果的には本部分が利益の減額となり節税額が発生することとなるため、当該税効果による回復額を計算し、差引還付不能消費税額をもって本件の認容損害額となるため、過大納付消費税額2億4,879万円から回復額1億462万円を差し引いた1億4,417万円となる。なお、本件税理士の保険契約における保険金額は一請求につき3千万円であるため、支払保険金額は3千万円となった。

●〈消費税21〉本件税理士は年内の建物取得が翌期に延期になった連絡を受けたが、翌期から簡易課税制度を選択していたことを失念し、不利な簡易課税制度が適用され消費税還付が不可となり、過大納付消費税相当額等につき損害賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成17年5月15日号(第1208号)掲載●

〈事故の概要〉平成14年8月に設立された特定目的会社は、当初の計画で平成14年中に建物の取得を行う予定から、本件税理士は平成14年10月16日、第1期から適用開始の「事業者選択届出書」と第2期適用開始の「簡易課税制度選択届出書」を提出した。建物取得が平成14年末の予定が遅れ平成15年1月から2月になる旨の文書による連絡を平成14年12月20日に受けたが、取得時期の第2期への遅れの重大さに気付かず、平成15年3月になり、消費税届出書の検討を行った際に本件過誤に気付いた。その後税務署に交渉したが簡易課税選択の取り下げは認められなかった。

〈コメント〉本件税理士は、依頼者の簡易課税制度選択について、建物取得による消費税額の還付を受ける課税期間にその選択届出書を提出すべきところ、建物取得の確認を怠り当初計画に基づき選択届出書を提出した。その後、建物取得が翌期となることの連絡を受けたが、翌期から簡易課税制度を選択したことを失念し届出書の取下げを行わず、簡易課税制度の適用により過大な消費税負担を生じせしめた税理士に過失責任があり、過大納付消費税相当額につき、賠償責任が認められる。第2期における還付不能消費税額約9億5,400万円と簡易課税による納付消費税額約3,600万円の合計約9億9千万円が損害額として計算された。なお、還付不能消費税額が減価償却費として損金算入される税効果による損害の回復額については、依頼者が特定目的会社であり利益を配当として優先出資会社に支払うことにより配当額が損金算入される規定の適用があり、減価償却費が増加することにより生じる利益に対する税効果は発生しないことになり、回復額はないことになった。なお、本件の契約保険金額が1億円であったため、支払い保険金は1億円となった。

●〈消費税22〉消費税の仕入税額控除方式について、本来一括比例配分方式の方が有利であったにもかかわらず、税理士の誤認により不利な個別対応方式により消費税の確定申告書を提出し過大納付消費税が発生した。かかる過大納付消費税につき損害賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成17年5月15日号(第1208号)掲載●

〈事故の概要〉本件税理士は、昭和56年10月より依頼者への関与を開始した。平成14年4月、賃貸用マン

ションが完成し、賃貸マンションの用に供し、同年12月に個別対応方式により同年9月期の消費税確定申告書を提出した。平成15年5月、税務関係図書により平成14年9月期の消費税申告について誤りに気づき、課税庁に対して更正の請求・嘆願更正の可能性を探るも不可能となり、依頼者より損害賠償請求を受けたものである。

〈コメント〉本件税理士は、マンションの建築費を非課税項目（本来は「非課税売上げに対応する課税仕入」）と誤認し、消費税確定申告書の作成に際して仕入税額控除の適用を行うことを失念し、控除方式も個別対応方式を適用した。その後、マンションの建築費は課税仕入であることに気付いたため、更正の請求を検討した。しかし、当初申告において個別対応方式を選択していたため、マンション建築費は非課税売上げに対応する課税仕入に該当し、税額の控除は不可能となった。当初申告においてマンション建築費が課税仕入であることを認識していれば、一括比例配分方式が有利であることは当然認識できたはずであり、税理士の誤認により発生した本件事故は税理士の責任と考えられる。平成14年9月期の過大納付消費税約900万円が損害額として認定された。したがって、本件届出書の提出を懈怠した本件税理士の過失責任は明らかであり、上記過失に起因して生じた損害額、即ち、平成14年3月期分における還付不能消費税相当額につき、賠償責任が存するものと認められるとし、支払保険金は還付不能額7,100万円から翌年度過大納付により有利となる税額である2,600万円を控除した4,500万円となった。

●〈消費税23〉消費税の確定申告に際し、税理士が過失により一括比例配分方式を選択した結果、過大納付消費税が発生し、かかる過大納付消費税相当額について損害賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成18年5月15日号(第1220号)掲載●

〈事故の概要〉税理士は依頼者の平成11年12月期の消費税確定申告を行った。その際、税理士は土地仕入についても課税仕入に該当すると誤り、一括比例配分方式を選択した。その後、税務調査を受け、土地仕入は課税仕入に該当しない旨の指摘を受けたが、そうすると一括比例配分方式よりも個別対応方式が有利になることがわかった。税理士は、平成11年12月期の消費税修正申告を個別対応方式にて行ったが、税務署から一括比例配分方式による申告をすべき旨の指摘を受け、一括比例配分方式による消費税修正申告にやり直した。

一括比例配分方式は2年間拘束されるので、翌平成12年12月期についても、不利な一括比例配分方式により消費税確定申告を行った。税理士は依頼者から不利な消費税選択を行ったとして、損害賠償請求を受けた。

〈コメント〉課税売上割合が95%未満となる課税期間の控除対象仕入税額の計算に当たっては、“個別対応方式”か“一括比例配分方式”のいずれかによることとされている。この選択は、確定申告書への記載で認められるため、いずれの方式が有利なのかを比較計算した上での選択が可能となっている。税理士は、関与初年度の平成11年12月期の消費税の計算方式のシュミレーションを行う際、土地仕入を課税仕入に含めて試算し一括比例配分方式が有利と誤判断した。依頼者は、平成10年12月期までの課税期間について個別対応方式を選択し、事業内容はその後変化していなかった。以上の点を総合すると、過去の選択状況の点検を怠り、誤った計算に基づくシュミレーションによって誤選択をしたことは、税理士の善管注意義務違反と認められた。支払保険金は、平成12年12月期の過大納付消費税額9,191,500円から法人税等の節税額2,696,786円(29.34%)を控除した6,494,714円から免責金額30万円を控除した6,191,714円とされた。なお、平成11年12月期は修正申告により納付する本税に該当するため、税理士特約条項第5条2項(免責)により免責とされた。

●〈消費税24〉法人設立3期目において、税理士が消費税課税事業者選択届出書の提出を失念した結果、消費税が還付不可となり、かかる還付不可消費税相当額につき損害賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成18年5月15日号(第1220号)掲載●

〈事故の概要〉平成14年4月、税理士は依頼者法人設立(資本金約2億円)の相談を受けた。その際、消費税の還付についての説明を行い、同年6月に顧問契約を締結した。依頼者法人は、設立第1期の課税売上高が1千万円以下であったため、第1期を基準期間とする第3期は免税事業者に該当することとなった。税理士は、第1期、第2期と消費税の還付申告をしていたため、第3期も課税事業者であると錯覚し、課税事業者選択届出書を提出期限までに提出することを怠った。第3期の消費税確定申告書作成の際、税務署から送付された申告書用紙に消費税申告書用紙が同封されていなかったことから本件過誤が発覚し、依頼者法人より損害賠償請求を受けた。

〈コメント〉依頼者法人の平成15年3月期(設立第1期)の課税売上高が1千万円以下であったことから、設立第1期を基準期間とする第3期は免税事業者となる。しかし、第1期以降継続して実施されている設備投資の状況からすれば、第3期においても消費税還付が見込まれるため、課税事業者選択届出書を平成16年3月31日までに提出し、課税事業者になるべきであったが、税理士はこの届け出を怠った。課税事業者選択届出書の提出を懈怠した税理士の過失責任は明らかであり、第3期(平成16年4月～平成17年3月課税期間)における還付不可消費税相当額について、賠償責任が存するものと認められた。還付不可消費税額約2,513万円から法

人税等の節税額約682万円を控除した約1,830万円から免責金額50万円を控除し、縮小てん補割合90%を乗じた約1,602万円が損害額として計算されるが、支払限度額1,000万円が保険金として支払われた。

- 〈消費税25〉新設法人の設立に際し、輸出業務のため還付が見込まれることから課税事業者となることが有利だったところ、「消費税課税事業者選択届出書」の提出を失念し依頼者から損害賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成19年6月15日号(第1233号)掲載●

〈事故の概要〉本件税理士は依頼者の会社設立準備時より関与開始し、依頼者が輸出業務を行う事は承知していたにもかかわらず、消費税の還付を受けるために課税事業者にしておくべき処置に不可欠である「消費税課税事業者選択届出書」の提出を失念したため、依頼者は還付が受けられない状況となってしまったもの。

〈コメント〉本件において、依頼者の業務内容から還付が確実に見込まれるため、課税事業者を選択すべきところ、「消費税課税事業者選択届出書」の提出を失念し依頼者に還付を受けられない事態を招いた本件税理士の過失責任は明らかであり、平成17年9月期及び平成18年9月期における還付不能消費税相当額525万円から回復額約155万円を控除した370万円相当額について賠償額として認容された。

- 〈消費税26〉簡易課税制度選択不適用届出書の提出を失念した結果、不利な簡易課税制度が適用され、設備投資に係る還付が不可能となり、かかる還付不可消費税相当額につき損害賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成19年6月15日号(第1233号)掲載●

〈事故の概要〉簡易課税適用事業者である依頼者が多額の設備投資を予定していたにもかかわらず、簡易課税制度選択不適用届出書(以下「簡易不適用届出書」という)の提出を失念した結果、不利な簡易課税方式が適用され、過大納付消費税が発生した。

かかる還付不可消費税相当額につき損害賠償請求を受けたものである。

〈コメント〉本件税理士は依頼者から、簡易不適用届出書の提出期限前に設備投資に係る相談を受けていたため、設備投資があることは分かっており、さらに、消費税のシミュレーションにより原則課税が有利であることも認識していた。しかし、前課税期間以前は免税事業者期間が続いていたため、依頼者が過去に簡易課税制度を選択していたとは全く考えず、原則課税が適用されるものと思い込んでしまった。本件は過去の届出書の提出状況の確認を適正に行えば防げたものであり税理士の過失と認められた。

支払保険金は簡易課税による過大納付額と還付不可額との合計額から損害の回復額を控除した金額として計算された。

- 〈法人税01〉事業の用に供していた印刷機器設備リース料相当額につき、租税特別措置法第42条の6第3項の適用を失念した事例

●[税理士界] 平成6年4月15日号(第1073号)掲載●

〈事故の概要〉本件関与先の平成2年10月期および平成3年10月期の2事業年度にわたり、租税特別措置法第42条の6第3項「リース税額控除」の適用要件を満たす3台の設備のリース契約があるにも拘らず、確定申告においてその適用を失念した為、法人税および地方税の過大納付が生じた。かかる過大納付につき賠償を求められた。

〈コメント〉本件税理士は事前に、リース物件のカタログ、見積書およびリース契約書を確認しており、会社訪問時にリース物件の現物も確認していた。また、これらのリース契約に係るリース料総額が高額であることから、契約締結前後に設備導入の目的、経営上の効果並びにその経理処理方法について依頼者より説明および確認も受けていた。したがって、適用を失念した本件税理士の責任は免れないが、一方で本特例適用の依頼も明確に受けていなかったことから、依頼者側にも過失があると考えられ、8割が税理士の責任であると認められた。本件では、特例の適用失念による2年分の過大納付額3,951,200円の8割である3,160,960円が保険の対象となった。

- 〈法人税02〉「青色申告承認申請書」の提出を失念し、繰越欠損控除の適用ができなかった事例

●[税理士界] 平成6年4月15日号(第1073号)掲載●

〈事故の概要〉税理士は、会社設立に際し、所轄税務署ならびに都税事務所に対する設立届の書類の作成と提出の依頼を受けて、それぞれに設立関係の書類を提出したが、この際、あわせて税務署に提出すべき青色申告の承認申請書の提出を失念したものである。1年後、第1期の法人税の申告書類が税務署より送付されてはじめて、青

色申告承認申請書の未提出が判明したものである。この結果、第1期の欠損金額約280万円について繰越欠損控除の適用が不可能となった。その後、第3期の所得金額約160万円に対する法人税額、事業税額、都民税額（除く均等割分）合計約60万円が発生したが、これは繰越欠損控除の適用ができていれば納税が発生しなかったものであるとして賠償を求められたものである。

〈コメント〉青色申告承認申請書は、提出失念が発覚した後すみやかに提出し、第3期より青色申告の適用となったが、青色申告でない期の欠損は繰越できないので、第3期に発生した税額は繰越欠損控除ができなかったために発生したものであり、本件における損害と判断された（第2期については所得が発生しなかった。）なお、第3期で第1、2期の欠損金額全額が控除できたわけではないので、第4期以降も損害が発生する可能性がある。

●〈法人税03〉法人税の申告に際し、「圧縮記帳」のみを適用し「低開発地域等の特別償却」の適用を失念したため、法人税が過大納付となり、これにより借入金利息相当額の損害賠償請求を受けた事例

●〔税理士界〕平成7年5月15日号（第1088号）掲載●

〈事故の概要〉本件税理士事務所の職員は、関与先がホテルを新築したため、翌期以降地方自治体による建物取得にかかる助成金1,000万円の交付が確定したことを知った。その際、租税特別措置法第45条「低開発地域等の特別償却」と「圧縮記帳」は併用できないと判断し、「低開発地域等の特別償却」を適用せずに法人税申告書を作成して所轄税務署に提出した。ところがその後、「低開発地域等の特別償却」と「圧縮記帳」が併用できることが判明し、普通償却によって、特別償却を選択した時よりも法人税が過大納付となった。本件関与先は、過大納付をしなければ法人借入金の元金返済に充当したと主張し、その支払い利息相当額の賠償請求を行った。

〈コメント〉「低開発地域等の特別償却」と「圧縮記帳」の重複適用については、それを禁止する規定がなく重複適用ができるのに、本件税理士事務所職員が、その重複適用はできないとの誤った判断により法人税申告書を作成し、結果、関与先に支払金利相当額の損害を与えたもので、事務所職員の使用者である税理士の責任は免れないと判断される。本件では、一時的に過大納付となった金額について、法定金利による金利損害額を計算した1,823,659円が保険の対象となった。

●〈法人税04〉買替取得資産（先行取得資産として取得）について、誤って特別償却を行っていたため買替特例の適用が受けられなかった事例

●〔税理士界〕平成8年5月15日号（第1100号）掲載●

〈事故の概要〉本件税理士は、本件関与先が平成3年7月から平成3年12月までに機械を取得した際、当該機械を事業の用に供した時に買替特例の適用を受けるべく、先行取得資産として取得した旨を記載した買替特例に関する届出書を税務署に提出した。その後、平成5年4月に土地を売却した際、買替特例を適用し圧縮記帳の適用を受けようとしたが、買替取得資産である先行取得資産について、誤って特別償却を行っていたことが判明した。既に特別償却が行われている機械については圧縮記帳は認められないため、これにより生じた過大納付法人税額および地方税額の合計額につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件の場合、一時的な損害額としては、圧縮記帳が不可能となったことによる平成5年5月期の単年度の法人税、地方税の過大納付額8,611,097円と算定される。しかしながら、圧縮記帳した資産は、その後の減価償却は圧縮記帳された価額を基礎として計算するため、実際の取得価額を基礎として償却する場合に比較して少額となり、本件損害額についても、その後の減価償却期間を通して回復される。一方で、全ての損害が回復されるまでには相当な期間の経過が必要となるため、その期間に対して金利損害が発生することになる。本件においては、法定金利による金利損害額を計算した1,207,869円が保険の対象となった。

●〈法人税05〉事業基盤強化設備を取得した場合の法人税額の特別控除等の適用を失念した事例

●〔税理士界〕平成8年5月15日号（第1100号）掲載●

〈事故の概要〉本件関与先の平成6年3月期および平成7年3月期の法人税の確定申告にあたり、本件税理士は、税法の解釈誤りから、事業基盤強化設備を取得した場合の法人税額の特別控除等の適用を失念した。その結果生じた、法人税および地方税の過大納付税額等6,746,879円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件税理士は本件関与先よりPOSシステムの導入の連絡を受け、当初は本特例の適用を予定していたが、①取得価額が160万円未満の設備には適用できない、②増資により中小企業者に該当しなくなった場合には適用できない、との誤った税法解釈により、本特例の適用を失念した。情報を十分に入手していたにも拘らず、税法の解釈誤りからその適用を失念した本件税理士の責任は免れない。なお、本件関与先からの請求額は、実損害額を法人税等の実効税率で割り戻し、手取り額で損害額を確保できる金額としてきていたが、これについては認められず、過大納付額実額の2,760,600円が保険の対象となった。

●〈法人税06〉貸倉庫の減価償却費の計算において、誤って定額法の償却率を用いたため、法人税および地方税の過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成9年5月15日号(第1112号)掲載●

〈事故の概要〉本件税理士は、本件関与先の平成5年6月期および平成6年6月期の法人税の確定申告において、貸倉庫の減価償却費を算出する際、定率法での申告を依頼されていたにも拘らず、誤って定額法の償却率によって算出してしまった。結果生じた過大納付法人税額および地方税額に対する利息相当分について損害を被ったとして、430万円の賠償請求を受けた。

〈コメント〉適用償却率を誤って減価償却費の計算および計上をしたことは本件税理士の責任と認められた。一方、償却資産の耐用年数を通しての本件関与先の法人税額・地方税額の累計納付額は同じである。従って本件では、平成5年6月期および平成6年6月期の過大納付税額に対する利息相当額から、平成7年7月期以降償却完了年度まで、減価償却を通して回復される法人税額・住民税額に対する利息相当額(ホフマン係数を適用)を差し引いた430万円が損害額として認定され、免責金額30万円を控除した400万円が保険金として支払われた。

●〈法人税07〉確定申告時に、道府県民税・事業税申告書の利子割額の控除欄の記載を失念したため、本来得べかりし利子割額の還付が不可となった事例

●[税理士界] 平成9年5月15日号(第1112号)掲載●

〈事故の概要〉本件関与先の平成6年3月期の確定申告に際し、本件税理士事務所の担当職員は、道府県民税・事業税申告書の利子割額の控除欄の記載を失念したため、利子割額の還付が不可能となった。かかる還付不可利子割額1,171,790円につき賠償請求を受けた。なお本件では、失念の発覚後直ちに更正の請求におよんだものの、還付の絶対条件となる申告書の記載がないことから却下され、更に審査請求においても同様の事由により棄却されたため、損害が確定している。

〈コメント〉法人県民税法人税割額からの利子割額の控除は、道府県民税の申告書に、控除されるべき額およびその計算に関する明細の記載があり、かつ、当該控除されるべき額に相当する利子割額の都道府県別の明細を記載した自治省令で定める書類の添付がされている場合に限り適用し、記載された金額を限度とする(地方税法第53条第11項、同第13項)。本件では、法人税確定申告書の「所得の金額の計算に関する明細書」および「利益積立金額の計算に関する明細書」には適正な記載がなされていたにも拘らず、税理士事務所の担当職員の単純な記載失念により利子割額の還付が不可となっており、本件税理士事務所の責任は免れない。本件では、平成6年3月期の確定申告において還付が不可となった利子割額1,171,790円から、免責金額30万円を控除した871,790円が保険金として支払われた。

●〈法人税08〉製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除の適用を失念したため、法人税および地方税の過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成10年5月15日号(第1124号)掲載●

〈事故の概要〉本件税理士は、本件関与先の平成3年3月期から平成6年3月期までの法人税確定申告にあたり、製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除の適用を失念した結果、法人税および地方税の過大納付が発生した。かかる過大納付法人税額および地方税額約230万円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉租税特別措置法第42条の9「製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除」の規定は、平成2年に創設されている。本件関与先の場合、法の創設当初から通産省告示に記載のある製品の輸入を行っており、特別控除の適用が可能であったが、本件税理士は適用の検討自体を怠った。したがって、適用要件は満たしているため、本件適用失念は税理士の責任と認定された。本件での、過大納付法人税額等は約230万円と計算される。ただし、本特別控除の適用対象法人は製造業者等に限られ、かつ輸入促進対象商品のみの輸入に限定されていること、および本件関与先からの何らの依頼もなかったこと等を勘案し、関与先側にも2割の過失があると認められた。したがって、本件では過大納付税額の8割である約180万円が損害額として認定され、免責金額30万円を控除した約150万円が保険金として支払われた。

●〈法人税09〉十年以上の長期にわたり、受取配当金の益金不算入の処理を失念したため、法人税および地方税の過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成11年5月15日号(第1136号)掲載●

〈事故の概要〉被害者は、法人設立以来、協同組合である地元の専門店会からの配当金を受領しており、当該配

当金に対しては、受取配当金の益金不算入（以下「本件特例」という。）の適用が可能であった。ところが、申告業務にあたった税理士事務所担当職員が、関与当初から平成9年3月期までの長期にわたって、申告書別表8「受取配当金等の益金不算入に関する明細書」の添付を失念したために、本来であれば当然に控除できる税額についての控除を受けることができず、結果として、被害者に対し法人税等の過大な税額を納付せしめることになった。なお、本件特例の適用を失念したことにより発生した過大納付相当額は、過去5事業年度分（平成5年3月期～平成9年3月期）に限っても約3,200万円となるが、これまでの関与状況等を勘案し、直前期分のみが賠償請求の対象となった。

＜コメント＞税理士は依頼者（法人）の設立以来顧問契約を締結しており、協同組合からの配当金収入についても充分知り得ていたこと等からすれば、本件税理士の善管注意義務の懈怠は明らかであると認定された。本来であれば適用失念にかかる期間について賠償をまぬがれないものであるが、これまでの関与状況を勘案し、平成9年3月期の過大納付額約1,300万円（示談額約1,500万円）について損害額と認定し、保険金額500万円をもって保険金支払いとなった。

●〈法人税10〉優良住宅地特例の適用を失念したため、土地重課税が適用となり、法人税及び地方税の過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成12年5月15日号(第1148号)掲載●

＜事故の概要＞平成8年12月期の法人税確定申告に際し、本件税理士が優良住宅地等の譲渡のための土地重課税の適用除外（以下「優良住宅地特例」という）を適用しない確定申告書を提出した結果、土地重課税の納付が発生したとして、かかる過大納付法人税及び地方税（以下「過大納付法人税等」という）相当額の賠償請求を受けた。

＜コメント＞優良住宅地特例（租税特別措置法62条の3）の適用を受けようとする場合、法人税確定申告書に証明書類等の添付が要件とされている。例外的に優良住宅地等予定地のための譲渡の場合には「証明書類の代替書類」の添付で認められている。税理士は平成8年12月期決算申告業務中に、依頼者から優良住宅地特例の相談を受けたが、不動産の買い主であるAから証明書類の交付手続きが完了していないため暫く待って欲しい旨、及び、後日証明書類の交付を受けた段階で更正の請求をすれば認められるとの言葉を安易に信じ、通常の計算で土地重課税を計算し確定申告書を作成した。仮に第三者からミスリードがあったとしても、税務の専門家として法令に即した処理をすべきことは当然であり、確定申告で優良住宅地特例の適用をしなかったのは原則として税理士に責任があるものと考えられる。他方、不動産買い主Aには優良住宅地特例の適用を受ける時期をミスリードした点および代替書類を速やかに本件税理士に提示しなかった点、被害者には申告期限前にAから受け取った代替書類を本件税理士に渡すことを失念した点が過失として各々考えられる。よって、過大納付税額約1,300万円から過失相殺として20%を控除した約1,050万円が損害額として認容された。

●〈法人税11〉トラック取得の法人税額控除の適用を失念したため、法人税及び地方税の過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成12年5月15日号(第1148号)掲載●

＜事故の概要＞本件税理士は、平成11年3月期の法人税確定申告に際し、トラック取得の法人税額控除の適用を失念した結果、過大納付法人税及び地方税（以下「過大納付法人税等」という）が発生した。当該過大納付法人税等相当額について賠償請求を受けた。

＜コメント＞本制度は総合経済対策の一環である投資減税措置として平成10年度税制改正で認められたものであるが、本件税理士は、依頼者が適用要件を満たすトラックを8台取得しているにも拘わらず、その適用を受けるための確定申告書への記載をしなかったものである。税理士は、税制改正内容を把握し依頼者に関係する項目について助言指導すべき義務を負っているため、本件について税理士の善管注意義務違反は免れない。他方、依頼者はA市における大手運送業者であり、本制度について当然知り得ていたと判断されるが、本件税理士に対しトラック取得の事実及び適用を受けたい旨の明確な依頼を行っていないため、相当の過失相殺が認められる事案と認定された。よって、損害額は、平成11年3月期の法人税額控除の適用失念による過大納付法人税等約670万円から過失相殺として25%約170万円を控除した約500万円と認容された。

●〈法人税12〉青色申告承認申請書の提出失念により、法人税及び地方税の過大納付が発生し、賠償請求された事例

●[税理士界] 平成13年6月15日号(第1161号)掲載●

〈事故の概要〉本件税理士の、青色申告承認申請書提出失念により、平成10年12月期に発生した欠損金を翌期以降に繰り越すことが出来なくなってしまった。その結果、過大納付法人税及び地方税（以下「過大納付法人税等」という）が発生したとして、当該過大納付法人税等相当額について賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件依頼者は平成8年3月、税務調査により青色申告の承認が取り消された。改めて平成10年12月期から、青色申告書提出の承認を受けるため、平成9年12月31日までに青色申告承認申請書を提出していなければならなかったが、本件税理士は提出を失念した。税務調査により青色申告書の提出を取り消された本件依頼者が、取り消された後、1年経過後直ちに、承認申請書を提出した場合、承認されたか否かの確認は現状では不可能であるが、①帳簿書類の保存等の不備②取引の仮装隠蔽③取消通知等の日から1年以内に申請書を提出、という上記3項目に該当しない事から、本件は承認された可能性が極めて高い。実際、取消処分を受けた日から3年後（平成11年3月）に申請書を提出している。青色申告の場合には、平成10年12月期の欠損金が翌期以降5年間控除できる。翌平成11年12月期は、所得金額が約370万円であった事から、法人税・地方税の過大納付額約130万円から事業税の過大納付に係わる法人税・地方税の回復額を差し引いた約120万円が損害額として認定された。また、平成12年12月期以降平成15年12月期までに所得が発生した場合、最大で約500万円の損害が生じる可能性がある。

●〈法人税13〉特定機械の取得に際し、租税特別措置法第42条の12の適用を失念した結果、法人税の税額特別控除が不可となり過大納付が発生して賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成13年6月15日号(第1161号)掲載●

〈事故の概要〉依頼者は平成11年3月期及び平成12年3月期において、特定機械を取得したが、平成12年6月に上記特別措置法の減税措置があることを知り、本件税理士に減税措置の適用について確認したところ、失念していたことが判明した。平成12年6月、税務署に税額控除について更正の請求可否について問い合わせたが、同条第9項により宥恕規定もないため更正の請求の対象とならなかった。本件税理士は、事前に固定資産償却明細書を作成し、特定機械の取得を確認しており、上記租税特別措置法の適用を失念した。依頼者は、法人税の税額特別控除が不可能となった過失責任は明らかであるとし、法人税額特別控除及び法人住民税相当額について損害賠償請求がなされた。

〈コメント〉本件税理士は、平成11年3月期及び平成12年3月期の申告において租税特別措置法第42条の12の適用が受けられるにもかかわらず、必要な作業を怠った。また、同条が適用できない特段の事情も認められない。したがって、本件税理士の過失責任は明らかであり、平成11年3月期及び平成12年3月期における過大納付法人税及び法人住民税相当額約200万円が損害額として認定された。

●〈法人税14〉「外国税額控除」の適用を失念したことにより、法人税および地方税の過大納付が発生、賠償請求された事例

●[税理士界] 平成14年5月15日号(第1172号)掲載●

〈事故の概要〉平成6年6月期から平成11年6月期までの法人税確定申告に際し、本件税理士が「外国税額控除」の適用を失念した結果、過大納付法人税および地方税（以下、過大納付法人税等という）が発生した。かかる過大納付法人税等相当額について賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件依頼者は平成2年8月に中国に子会社を設立し、平成6年6月期より中国子会社から配当金を受領、以後平成11年6月期まで毎年受領した。平成12年3月、本件税理士は本件依頼者より外国税額控除を解説した冊子の送付を受け、初めて誤りに気付いたため、平成12年6月期の法人税確定申告においては外国税額控除を適用したが、損害額が確定する平成10年6月期と平成11年6月期について本件依頼者より賠償請求を受けた。「外国税額控除」は法人税第69条4項に定められ、①直接税額控除②間接税額控除③タックススベアリングクレジット（みなし外国税額控除）に分類される。本件依頼者の場合、中国子会社からの配当金について、源泉税が免除されていたため、前記②、③について適用が認められたものであり、その適用を怠ったことは、本件税理士の善管注意義務違反にあたるものと考えられる。平成10年6月期および平成11年6月期の過大納付法人税等の金額は約1,500万円と計算され、免責金額30万円を控除した約1,470万円が支払保険金となった。なお、平成6年6月期から平成9年6月期までは、損害額の発生はないものと考えられる。

●〈法人税15〉「中小企業者等に対する同族会社の特別税率不適用の特例」に規定する中小企業者に該当しないと誤認したため、同族会社の特別税率の規定を適用し過大納付となった事例

●[税理士界] 平成15年6月15日号(第1185号)掲載●

〈事故の概要〉平成13年9月期の申告に際して、被保険税理士は「中小企業者等に対する同族会社の特別税率不適用の特例(租税特別措置法第68条の3の2第1項)」が創設され、平成12年4月から平成14年3月までの間に開始する各事業年度に適用されることについて、依頼者が本件特例に規定する中小企業者に該当しないと誤認したため、同族会社の特別税率の規定を適用し確定申告書を作成し、平成13年11月に提出した。平成14年5月、設立1期目の他関与先法人の決算・申告作業中に本件特例の適用要件を検討確認した結果、依頼者が本件特例の適用を受けられたことが発覚し、5月、所轄税務署に本件特例の適用についての交渉、7月、更正の請求書を提出したが、9月、税務署より更正の請求に対しその更正をすべき理由がない旨の通知があり、本件過誤が救済されないことが確定した。同日、当該税理士は依頼者に報告したところ、平成13年9月期法人税確定申告書の作成・提出の際に、本件特例を適用しなかったことにより適用が受けられなくなったことについて、特例適用の確認を怠り過大な税負担を生ぜしめた本件税理士の責任が問われ、2,800万円の損害賠償請求がなされた。

〈コメント〉平成13年11月、当該税理士は、中小企業者等に対する同族会社特別税率不適用の特例が適用がないものと誤認して、本件特例を適用することなく、法人税確定申告書を作成し提出した。また、依頼者について、本件特例の適用を困難ならしめる特段の事情もなく、本件において、結果損害に該当する余地は認められないことから税理士の法律上の賠償責任が認められる。支払保険金は、平成13年9月期における差引過大納付法人税額2,300万円及び住民税相当額500万円の合計である2,800万円となった。

●〈法人税16〉試験研究費の特例控除の適用失念により、法人税の過大納付税額につき賠償請求された事例

●[税理士界] 平成16年5月15日号(第1196号)掲載●

〈事故の概要〉青色申告書を提出する法人は、所得金額の計算上損金額に算入される試験研究費の額が当該法人の比較試験研究費の額を超え、かつ基準試験研究費の額を超える場合には、法人税の額から当該比較試験研究費の額を超える部分の100分の15に相当する金額を控除する。ただし、当該控除する金額が法人税額の100分の12に相当する金額を超えるときは、控除する金額は法人税額の100分の12に相当する金額を限度とするという特例がある。本件税理士は平成14年3月期の申告に際し、上記特例の適用により法人税額の税額控除を受けられることを失念し、本特例を適用することなく確定申告書を作成、提出した。平成14年11月、依頼者からの問い合わせで本件特例の適用を受けられたことが発覚した。平成14年12月、税務署に更正の請求を行ったが、平成15年2月、更正すべき理由がない旨の連絡があり、救済されないことが確定した。本件特例の適用が受けられなくなったことについて、依頼者より本件税理士に対し、2,155万円の損害賠償請求がなされた。

〈コメント〉本件税理士は、平成14年6月、本件特例の適用を失念して本件特例を適用することなく、法人税確定申告書を作成、提出した。当該特例の適用についてこれを失念した本件税理士の過失責任は明らかであり、本過失に起因して生じた損害額である平成14年3月期における差引過大納付法人税相当額につき、賠償責任が存するものと認められる。依頼者よりの賠償請求は、過大納付法人税額の原状回復を求めており、損害賠償金に課税される法人税額等を加算して賠償請求しているが、本保険制度において当該法人税等は税理士の過失と相当因果関係が認められないとして認容しないため、本件においても過大納付法人税相当額を認容損害額とする。したがって、支払保険金は、過大納付法人税額1,249万円から免責金額30万円を控除した1,219万円となった。

●〈法人税17〉租税特別措置法第68条の2に規定する中小企業者等に対する同族会社の留保金課税の不課税の適用を失念し、法人税および地方税の過大納付が発生し、賠償請求された事例

●[税理士界] 平成17年5月15日号(第1208号)掲載●

〈事故の概要〉平成16年3月期の法人税の申告にあたって、依頼者は中小企業者等に対する同族会社の留保金課税の不課税が適用されるにもかかわらず、税理士は留保金課税の規定を適用してしまった。結果、法人税・地方税の過大納付が発生させ、依頼者より過大納付法人税・地方税について賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件税理士は平成16年3月期の法人税申告書の作成依頼を受け、5月末、法人税および地方税申告書を提出した。平成16年7月、税理士事務所担当者が他の関与先の決算業務中に、依頼者の申告において、中小企業者等に対する同族会社の留保金課税の不課税の要件を充たしているにもかかわらず、適用しているのではないかと気付いた。中小企業者等に対する同族会社の留保金課税の不課税の規定は、平成15年4月1日以降に開始する事業年度から3年間に限り適用がある時限立法とはいえ、依頼者は平成16年3月期終了時の資本等の

額が1億円以下であり、かつ平成15年3月期の自己資本比率が50%以下であったことから、平成16年3月期の法人税の申告においては同族会社の留保金課税の不課税が適用可能であったことを、容易に確認できたことであり、不課税であるにもかかわらず誤って課税してしまったことは税理士の責任と考えられる。誤って適用した同族会社の留保金額に対する法人税額約1,060万円、地方税額約220万円との合計額約1,280万円が損害額として認定された。

●〈法人税18〉「中小企業者等に対する同族会社の特別税率不適用の特例」の適用を失念し、同族会社の特別税率の規定を適用した結果、過大納付法人税及び住民税が発生、かかる過大納付法人税等相当額について税理士が損害賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成18年5月15日号(第1220号)掲載●

〈事故の概要〉平成16年12月期の法人税確定申告に際して、税理士は、租税特別措置法第68条の2第1項4号に規定する「中小企業者等に対する同族会社の特別税率不適用の特例」(以下本件特例とする。)の適用について失念し、同族会社の特別税率の規定を適用して確定申告書を作成・提出した。

平成17年9月7日、新たに関与した税理士より本件特例適用失念の指摘が被害者に対しなされ、本件過誤が発覚した。平成16年12月期法人税確定申告書の作成・提出の際に、本件特例規定の失念により本件特例の適用が受けられなくなったことについて、特例適用の確認を怠り過大な税負担を生ぜしめた本件税理士の過失は明らかであるとの主張のもと、被害者より本件税理士に対し、平成16年12月期に於ける差引過大納付法人税及び住民税相当額の損害賠償請求がなされた。

〈コメント〉平成16年12月期の確定申告について、税理士は、本件特例の規定を失念し、本件特例を適用することなく、中小企業者等に対する同族会社の特別税率を適用して法人税確定申告書を作成・提出した。従って、「中小企業者等に対する同族会社の特別税率不適用の特例」適用を怠った税理士の過失責任は明らかであり、税理士に、平成16年12月期に於ける差引過大納付法人税及び住民税相当額につき、賠償責任が存するものと認められる。

よって、過大納付法人税額及び過大納付住民税額合計約2,100万円が損害額と認定された。

●〈法人税19〉税理士が誤って留保金課税の不適用制度を適用しなかった事例

●[税理士界] 平成19年6月15日号(第1233号)掲載●

〈事故の概要〉平成17年3月期の法人税の申告に際し、税理士が誤って留保金課税の不適用制度を適用しなかった結果、過大納付法人税及び地方税(以下、「過大納付法人税等」という)が発生した。

本件はかかる過大納付法人税等につき損害賠償請求を受けたものである。

〈コメント〉留保金課税の不適用制度は事前の届出等が必要なく、前期末の自己資本比率が50%以下かどうかで適用の可否が判明する。税務顧問をしていた税理士としては、依頼者の前期末自己資本比率は把握できているはずであり、それが留保金課税の不適用要件に該当する場合には、不適用の申告を行うべきであった。

本件事故は、税理士が税制改正の内容を認識しておらず、上記自己資本比率のチェックを怠ったために発生したものであり、税理士の善管注意義務違反と認められた。

●〈所得税01〉譲渡所得に関する税制改正により、適用税率に差が生じているにもかかわらず譲渡所得の計上年度の選択を誤り、所得税および住民税の過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成7年5月15日号(第1088号)掲載●

〈事故の概要〉本件依頼者は、平成3年9月に所有不動産について第三者との間で売買契約を締結した。本物件の引渡しは平成4年の3月および5月に行われている。本物件の譲渡に関する申告年度は所得税法上、契約を締結した平成3年度、または引渡しが行われた平成4年度のいずれかの年度について納税義務者の選択が認められている。本件税理士は、譲渡所得に関する申告を平成3年度に申告した場合、税制改正により平成4年度に比べ税率が低率であったにもかかわらず平成4年度の所得として申告したため、所得税および住民税について過大納付が発生させた。かかる過大納付所得税額および住民税額の合計8,541,100円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件税理士は、依頼者が役員となっている株式会社の顧問税理士として従前より関与してきており、また依頼者個人の確定申告書についても法人との顧問契約の延長として作成関与していたものである。平成3年5月に本件税理士に対し依頼者より所有不動産売却の相談があり、また平成3年9月に本物件について売買契約を締結したことを本件税理士は認識していた。その結果、本来であれば税制改正を踏まえ平成3年度の譲渡所得として申告すべきところを、平成4年度の所得として申告したことは本件税理士の責任であると考えられる。一方で、個人の確定申告については明確な委任関係はなく、また本件依頼者より売買に関する資料の提示があったのは

平成3年分の所得税申告期限の間際であった事実もあり、本件での税理士の責任割合は5割であると認められ、4,240,550円が保険の対象となった。

●〈所得税02〉社会保険診療報酬の所得計算にあたり、租税特別措置法第26条、「社会保険診療報酬の所得計算の特例」（概算経費率）の適用を失念した事例

●[税理士界] 平成8年5月15日号(第1100号)掲載●

〈事故の概要〉本件関与先の平成5年分の所得税の確定申告にあたり、本件税理士は事業所得の計算上、租税特別措置法第26条に規定する「社会保険診療報酬の所得計算の特例」（概算経費率）を適用した方が有利であったにも拘らず、その適用を失念した。その結果生じた、実額経費と概算経費との差額による過大納付所得税額および住民税額の合計額1,992,700円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉医師の所得計算に際しては、租税特別措置法第26条に規定する概算経費率の特例が認められている。従って、医師の確定申告を行うにあたっては、毎年の概算経費と実額経費とを比較していずれか有利な方法により確定申告を行うべきであり、その比較計算を怠った本件税理士の責任は免れない。本件では、請求額全額の1,992,700円が保険の対象となった。

●〈所得税03〉所得税の確定申告に際し、純損失の繰戻し還付の適用を失念したため、還付不可所得税額が発生した事例

●[税理士界] 平成9年5月15日号(第1112号)掲載●

〈事故の概要〉本件依頼者の平成5年分の所得税確定申告に際し、本件税理士は、純損失の繰戻し還付の適用を失念した確定申告書を作成した結果、還付不可所得税額が発生した。かかる還付不可所得税額12,771,000円につき賠償請求を受けた。なお、本件では所轄税務署に対して救済を嘆願したが、宥恕規定に該当しないため却下されている。

〈コメント〉本件依頼者は事業所得、給料所得を継続的に有し、平成5年には不動産の譲渡損失が8,168,348.5円発生していたことから、申告前に本件税理士に対して損益通算のアドバイスを求めていた。本件税理士は損益通算の可能性についての確認に気をとられ、繰戻し還付については考慮すらしなかったことが確認された。かかる経緯を勘案すれば適用失念は本件税理士の責任と認定された。本件では、適切に純損失の繰戻し還付を適用した場合に、還付されたであろう所得税額12,771,000円が一時的な損害額と計算される。一方、純損失の繰越控除は可能であり、繰越控除により減額となる所得税額および住民税額を差し引いた6,274,050円が損害額として認定され、免責金額30万円を控除した5,974,050円が保険金として支払われた。

●〈所得税04〉所得税の確定申告に際し、変動所得・臨時所得の平均課税の適用を失念したため、所得税および住民税の過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成9年5月15日号(第1112号)掲載●

〈事故の概要〉本件依頼者の平成6年分の所得税確定申告に際し、本件税理士は、借地人から受け取った建物立替承諾料を通常の不動産収入とし、変動所得・臨時所得の平均課税の適用を受けずに申告したため、過大納付税額が発生させた。かかる過大納付所得税額および住民税額の合計額2,928,000円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉変動所得・臨時所得の平均課税の計算は、申告期限までに計算書を添付のうえ申告した場合のみ適用可能であり、その後適用可能であることに気付いても、更正の請求を行うことはできない。従って、適用可能であるにも拘らず適用を失念したことは本件税理士の責任と認められた。本件では、変動所得・臨時所得の平均課税の適用を受けた場合の所得税額および住民税額の合計額24,303,700円と、実際に申告・納付した税額との差額2,880,000円から、免責金額30万円を控除した2,580,000円が保険金として支払われた。

●〈所得税05〉著作権の使用料に係わる売上高が変動所得に該当するにもかかわらず、平均課税による税額の計算を失念して通常の事業所得として申告したため、所得税および住民税の過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成10年5月15日号(第1124号)掲載●

〈事故の概要〉本件税理士は、本件依頼者への関与当初から、実用新案権、知的所有権（著作権）の取得により売上金額が急激に多くなることを常々聞いていたにもかかわらず、本件依頼者の確定申告時に、著作権に関わる資料の入手および平均課税による税額の計算を失念した。結果、発生した過大納付所得税額および住民税額約2,000万円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件税理士は、関与当初から依頼者より著作権の使用料が多額に発生する旨の情報を入手しており、また商品見本も取り寄せ、他の関与先にも紹介していた経緯がある。しかしながら、内容の詳細については確定申告時に判明すると判断し、期中での資料の取り寄せも怠り、結果、確定申告時の平均課税による税額の計算を失念した。本件は、確定申告時に資料を入手し検討をしていれば、変動所得に該当することは明らかに判断が可能であったと考えられ、本件税理士に全面的に責任があるものと認定された。本件では、平成7年分の確定申告において、変動所得に係わる平均課税の税額計算を失念したことによる所得税および住民税の過大納付額、約2,000万円が損害額として認定され、免責金額30万円を控除した約1,970万円が保険金として支払われた。なお、事業税については、県税事務所での訂正が認められ、平均課税の計算による所得金額をもとに税額が計算されたため、損害は発生しなかった。

●〈所得税06〉取得費加算特例の適用を受けられる期限について誤った説明をしたため、所得税と住民税に過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成11年5月15日号(第1136号)掲載●

〈事故の概要〉被害者は複数の土地を相続したため、この土地を譲渡した場合の課税について本件税理士に相談した。この際、本件税理士は、申告期限後3年以内の譲渡であれば取得費加算の特例(以下「本件特例」という。)が受けられるとの誤った説明をしたため、被害者は、申告期限より2年を徒過した平成8年中において、相談した土地の一部を売却し、1億7,000万円超の譲渡代金を受領した。しかし、被害者が本件特例を受けられる期限は本来平成7年11月までの譲渡に限られていたため、平成8年中に売却した前期譲渡代金について、一般の長期譲渡所得が生ずることとなった。この結果、本件税理士は、被害者が当該所得金額に係る所得税および住民税の合計で約5,300万円もの過大な納税を強いられることとなった、として賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件の場合には平成7年11月までに譲渡することが可能であったことが確認されている。また本件土地の譲渡に係る所得税は損金に算入されないため、本件における損害の回復額は何ら認めることが出来ない。したがって、本件土地を本件特例の適用期限である平成7年11月までに譲渡した場合は、納税額が生じることはなかったこととなり、結果、平成8年中に譲渡した土地に係る所得税約4,100万円および住民税約1,200万円の合計5,300万円が損害額と判断された。しかし、本件税理士の加入する保険の支払い限度額が一事故当たり500万円であったため、500万円の保険金支払いとなった。

●〈所得税07〉「社会保険診療報酬の所得計算の特例」の適用を誤り、過大納付となる所得税住民税について、賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成14年5月15日号(第1172号)掲載●

〈事故の概要〉医業を営む依頼者の平成9年開業以後平成12年までの各年の社会保険診療報酬が5,000万円以下であり、租税特別措置法第26条に定める「社会保険診療報酬の所得計算の特例」の適用があるところ、税理士が本件特例の適用を懈怠した結果、過大納付所得税住民税が発生した。当該過大納付所得税住民税相当額860万円について税理士が依頼者から賠償請求を受けた。

〈コメント〉被保険者である税理士は、平成9年3月被害者の開業と同時に顧問契約し、関与を開始した。本件担当税理士は、申告書作成時に適切な検討をしていれば「社会保険診療報酬の所得計算の特例」が適用されていたものであるにも拘わらず、平成9年分から平成12年分所得税確定申告書作成の際、本件特例適用を懈怠したことにつき、税理士に明白な責任が存する。したがって、過大納付となった平成9年分から平成12年分所得税住民税相当額約860万円を損害認容額とし、免責金額30万円を控除した約830万円が支払保険金となった。

●〈所得税08〉租税特別措置法第26条「社会保険診療報酬の所得計算の特例」の適用を誤り、過大納付となる所得税及び住民税について、賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成15年6月15日号(第1185号)掲載●

〈事故の概要〉本件税理士は平成10年、11年、12年、13年分の所得税申告に際し租税特別措置法第26条に定める「社会保険診療報酬の取得計算の特例」の適用があるところ、特例の適用を懈怠し所得計算を行い申告書を提出した結果、過大納付所得税及び住民税が発生した。

〈コメント〉本件税理士は、昭和58年11月より依頼者への関与を開始した。平成8年の確定申告まではシュミレーションを行っていたが、その後はシュミレーションを失念し前年度申告方法を踏襲した。平成8年は結果として実額計算有利、平成9年は社会保険診療報酬が5,000万円超のため措置法26条の適用なし。一方、平成10年～13年は社会保険診療報酬は5,000万円未満であり、本件税理士が、申告書作成時に適切な検討を

していれば「社会保険診療報酬の所得計算の特例」が適用されていたものであるにも拘わらず、本件特例適用を懈怠したため過大納付所得税が発生しており、本件税理士に明白な責任が存する。したがって、過大納付となった平成10年～13年分所得税及び住民税相当額約1,803万円を損害認容額とし、免責金額30万円を控除した約1,773万円が支払保険金となった。

●〈所得税09〉所得税確定申告において、配当所得の算出にあたり申告不要制度の適用を失念した結果、過大納付所得税が発生し、税理士が損害賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成18年5月15日号(第1220号)掲載●

〈事故の概要〉本件税理士は依頼者から平成15年分所得税確定申告書の作成の依頼を受け、上場株式の配当約6,300万円について、平成15年分から配当所得のうち上場株式の配当については申告しないことができる旨の改正があったことに気付かず、配当所得に計上し確定申告書を作成・提出した。3月22日、依頼者から上場株式の配当は申告不要ではないかとの問い合わせがあり、過誤が発覚した。税理士は更正の請求書の提出により還付されるものと考え、「平成15年分所得税の更正の請求書」を提出し、再三にわたり所轄税務署に説明・陳情し、さらに「更正の請求についての嘆願書」を提出したが、「更正をすべき理由がない旨の通知書」が送付され、救済を受けられず、依頼者より本件過誤による過大納付税額の損害賠償請求を受けた。

〈コメント〉税理士は、依頼者の所得税にかかわる配当所得の課税選択についての検討を怠り、税法の改正により申告不要となった上場株式に係る配当所得を申告、依頼者に過大な所得税負担を生じせしめた。申告不要の配当所得を申告した過失責任は明らかで、平成15年分所得税確定申告における過大納付所得税額相当額につき、賠償責任があると認められ過大納付所得税額約1,390万円が損害額と認定された。

●〈所得税10〉減価償却資産につき、買換資産としての取得価額の計算を誤り、減価償却費を過小計算して不動産所得の計算を行い、確定申告書を提出したケースについて税理士が損害賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成18年5月15日号(第1220号)掲載●

〈事故の概要〉昭和60年分確定申告書作成の際、昭和60年10月取得の建物の減価償却費の取得価額について、事業用の買換え等の場合の特例(租税特別措置法第37条)の適用を受けたことによる買換資産としての取得価額の計算を誤り、減価償却費を過小計算して不動産所得の計算を行い確定申告書を提出した。以後、平成16年分まで同様に確定申告書を提出し続け、平成17年9月に、被害者より建物を譲渡した場合の取得価額の問い合わせがあり、本件過誤に気付いた。その後被害者より賠償請求を受けるに至り、平成12年分から平成16年分について嘆願書、及び更正の請求書を提出し、平成12年分以降については救済を受けた。最終的に、救済が受けられなかった平成7年分から平成11年分について本件税理士は賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件に於いて、減価償却費の計算を誤った税理士の過失は明らかであり、賠償責任が存するものと認められる。但し、債務不履行に関する賠償責任は10年間で時効となることにより、平成6年分以前について責任は認められない。よって、平成7年より平成11年までの過大納付所得税額約304万円、住民税額約185万円の合計約490万円につき、損害賠償責任が認められた。

●〈所得税11〉平成15年4月1日以降に支払を受ける内国法人からの上場株式等の配当を有する居住者は当該配当に係る配当所得の金額を確定申告より除外することができる特例の適用を怠り、申告書を作成提出。依頼者から本件特例失念による過大納付税額の賠償要求を受けた事例

●[税理士界] 平成19年6月15日号(第1233号)掲載●

〈事故の概要〉平成15年4月1日以降に支払を受ける配当等で、内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等(発行済株式総数又は出資金額5%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者が当該内国法人から支払を受けるものを除く)については、その者の同年以後の各年分の所得税の計算上、これを除外して総所得金額を計算して申告することができる(租税特別措置法第8条の5第1項第2号)。

依頼者が5%以上の大口株主と誤認した本件税理士は、申告書に配当所得を計上し作成提出した。後日、過誤に気づいた依頼者から本件特例不使用による過大納付税額の賠償要求を受けた事例。

〈コメント〉依頼者の出資状況をよく確認することなく、上記特例適用外と判断し申告書を作成した本件税理士の過失は明らかであり、当過失に起因して生じた損害額である平成15年、ないし16年分所得税確定申告における過大納付所得税額、住民税相当額約413万円について損害額として認定された。

- 〈所得税12〉税理士が依頼者から、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の特例」の適用について相談を受けた際、適用要件を誤って回答したため、依頼者は適用要件を満たさない譲渡をした。その結果、過大納付所得税等が発生し、かかる過大納付所得税等相当額について損害賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成16年6月15日号(第1233号)掲載●

〈事故の概要〉平成16年4月、税理士は依頼者から居住用財産の買換えを計画しており譲渡損失の損益通算は可能かとの質問を受けた際、適用要件の確認を怠ったまま適用可能である旨を回答した。平成16年9月、その回答を受けて依頼者は居住用財産を譲渡した。平成17年3月、税理士は依頼者の確定申告作業中に「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の特例」要件の1つである譲渡資産の所有期間要件を満たしていないことを発見した。適用要件についての説明を受けていれば要件を満たす譲渡が可能であったとして、特例適用不可により発生した過大納付所得税等について損害賠償請求を受けたものである。

〈コメント〉「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の特例」は、譲渡資産・取得資産ともに要件が規定されており、すべての要件を満たす場合に限り適用が受けられる。本件は譲渡資産の所有期間要件(平成17年1月1日以降の譲渡ならば要件を満たすが、本件は平成16年9月1日に譲渡契約書を締結した)を満たしていなかったため適用が不可となった事案である。他の適用要件はすべて満たしていたため、譲渡資産の譲渡を平成17年1月1日以降とすることができたなら、特例の適用を受けられたものである。本件、平成17年1月1日以降の譲渡が可能である点について、取得資産の時期、譲渡から取得までの間の住まい、その間の全体の資金繰りなどによる証明がなされたため、要件確認を怠り、誤った助言をした税理士の善管注意義務違反と認められた。

- 〈相続税01〉相続税の確定申告に際し、租税特別措置法第69条の3「小規模宅地等の課税価格の特例」の適用にあたり、土地の選択を誤ったため、過大納付相続税が発生した事例

●[税理士界] 平成7年5月15日号(第1088号)掲載●

〈事故の概要〉相続税の確定申告に際し、本件税理士は、租税特別措置法第69条の3「小規模宅地等の課税価格の特例」(以下「小規模宅地特例」)の適用にあたり、土地の選択を誤って申告をした結果、過大納付相続税が発生した。かかる過大納付相続税額9,498,900円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件の場合、「小規模宅地特例」の適用可能な土地が複数存在していたが、本件税理士は同族会社に無償貸与していた事業用土地について本特例は適用不可と判断し、別の事業用土地を選択した。後に平成6年度の改正税法を見ている際、「改正前は賃貸借か使用貸借かその形態は問わないこととされてきたが・・・」との記事を発見し、誤りに気付いた。本件税理士は更正の請求を嘆願したが、特例の事後的変更は不可との判例があり、認められなかった。本件税理士の責任は免れず、請求額全額が保険の対象となった。

- 〈相続税02〉相続税の申告にあたり、相続財産中の土地の評価を誤ったために、相続税の過大納付が発生した事例

●[税理士界] 平成8年5月15日号(第1100号)掲載●

〈事故の概要〉本件税理士事務所の職員は、本件依頼者の相続税申告に際し、相続財産中の土地の評価において、奥行距離を過少に誤認し誤った通減率を使用したために、当該土地の評価額を過大に計上することとなった。本件税理士は、この誤った評価額に基づいて申告・納税を行ったため、その結果過大となった相続税本税額3,389,800円と延納利子税額459,200円の合計額3,849,000円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉財産評価基本通達第15条では、一方が路線に接する宅地の価額は、その宅地の奥行距離に応じた「奥行価格補正率」をその路線価に乗じて計算した価額によって評価することと規定している。本件は、税理士事務所職員が、基礎となる奥行距離計算を単純に誤ったがために生じたものであり、本件依頼者からの指摘によりこの誤りが判明した時には、既に更正の請求の期限は徒過しており、還付は不可能であった。本件では、職員に対して管理・監督義務のある所長税理士の責任は免れないが、本件依頼者からの請求額には延納利子税額(税理士特約条項第5条第1項により免責)が含まれており、当該利子額を控除した過大納付相続税本税額3,389,800円が保険の対象となった。

●〈相続税03〉宅地の評価を誤ったことにより、相続税の過大納付が発生し、損害賠償請求されたが、税理士の死亡により遺族に損害賠償請求が引き継がれた事例

●[税理士界] 平成12年5月15日号(第1148号)掲載●

〈事故の概要〉崖地等で通常の用途に供することができないと認められる部分を有する宅地の評価は、その宅地の内に存する崖地等が崖地等でないとした場合の価格に、その宅地の総地積に対する崖地部分等通常の用途に供する事が出来ないと認められる部分の地積割合に応じて「がけ地等補正率表」に定める補正率を乗じて計算した価額によって評価する(財産評価基本通達20)。昭和63年、被相続人の死亡により相続が開始し、被害者は本件税理士に対し、相続税申告業務を委任した。その際、本件税理士は本件宅地を本来通常の宅地より評価が低額となるはずであるにも拘わらず、通常の宅地として誤って過大に評価してしまった。近隣住民からの指摘により本件事実に気付いた被害者は所轄税務署に対し、本件宅地の評価額を訂正し、相続税申告の更正を行う旨の要望書を提出したが、更正の請求書の提出期限を徒過しているため受理されず、過大相続税納付による損害が発生した。本件税理士は被害者より損害賠償請求を受けたが、その後、平成8年9月に死去している。

〈コメント〉相続税申告業務を受任した税理士として、財産評価基本通達等の諸規定に則り、相続財産を適正に評価することは当然にその職務範囲にある。本件税理士が死亡しているため、相続財産の実地検分を怠った旨の被害者主張は立証することができないが、仮に上記が事実であれば、適正な相続財産評価額を算出し、これに基づき正しい相続税申告を行う為の必要調査を怠った本件税理士の過失責任は明白である。また、実地検分を怠って少なくとも相続財産の評価を誤った事実が変わりではなく、本件税理士に過失が存することは同様である。本件における過大納付相続税額は、当初申告による相続税額約4,350万円から調査後修正数値による相続税額約3,400万円を控除した約950万円となり、損害額として認容された。因みに、本件税理士は死亡前に損害賠償請求を受けているため、税理士職業賠償責任保険の支払対象となり得たが、死亡後に損害賠償請求が提示されていた場合、支払の対象とはならなかった。この点につき、平成12年7月1日の契約から、保険期間中に税理士登録がまっ消されても、保険期間終了後5年以内に被保険者またはその相続人に対して損害賠償請求がなされた時には、その損害賠償請求は保険期間中になされたものとみなし、登録まっ消時の加入内容で補償するよう改善された。

●〈相続税04〉土地の評価を誤ったことから、本来適用可能な評価減を適用できず、相続税の過大納付が発生し、損害賠償請求された事例

●[税理士界] 平成13年6月15日号(第1161号)掲載●

〈事故の概要〉相続税の申告に際し、相続財産の土地について評価する際に実地確認を怠ったため、当該土地に接する道を私道ではなく公道と誤認し、本来適用可能であった①私道の評価減②間口狭小補正③奥行長大補正の評価減が適用されず、本来納付する必要のなかった相続税の過大納付が発生したことから、過大納付相続税額について賠償を求め提訴された。

〈コメント〉本件依頼者は本件税理士が税務顧問を行っている法人A社の役員である。平成5年10月、依頼者は父の死亡に伴い、相続税申告に関する税務代理業務を本件税理士に委嘱した。本件税理士は当該相続税申告業務を受任し、当時、A社を担当していた事務所職員を本件の担当者とした。担当職員は、依頼者から説明を受けた内容を元に、当該土地に接する道を私道ではなく公道と誤認し、本来適用可能であった①私道の評価減②間口狭小補正③奥行長大補正の減額を行わなかった。相続税申告等に伴う土地等の評価を行う場合には、土地の所在地、形状及び間口・奥行等を確認しなければならない。測量図、公図がある場合にはそれらに基づいて確認することが可能であるが、無い場合には実際に評価対象物件の実地確認を行い、評価する必要があるにも係わらず、担当職員は依頼者からの説明を元に実地確認を怠ったまま、当該土地の評価を行った。よって、本件税理士の責任も重大ではあるが、依頼者側からの明確な説明がなされていないと考えられるため、過失相殺の対象とされた。評価減不適用に伴う、過大納付相続税額約1,180万円と原告側訴訟費用約120万円の合計額約1,300万円に対し、過失相殺(依頼者側2割)後の、約1,040万円が損害額として認定された。なお、本契約の支払い限度額は1,000万円であった。

●〈相続税05〉租税特別措置法第69条の3第1項の適用に関し、本件特例の適用範囲の判断を誤ったため、相続税に過大納付が発生し、賠償請求された事例

●[税理士界] 平成14年5月15日号(第1172号)掲載●

〈事故の概要〉被害者らより相続税の申告業務を受託した本件税理士が、相続財産のうちA土地について、租税特別措置法第69条の3第1項適用の形式基準を具備していなかったこと、更に、課税庁等の事前相談において適用不可能との回答を受けたことから、相談人の代表者である被相続人の妻に判断を委ねたうえ、別途居住の用に供していたB土地に本件特例を適用し、申告書を提出した。その後、課税庁の調査により更正処分を受けるに至ったことから、事後の節税対策を訴外税理士に相談したところ、本件土地について本件特例の適用が可能である旨の

指摘を受けた。本件税理士および被害者らは、本件特例の適用を本件土地に変更する内容の異議申立書・審査請求書を提出したものの、いずれも棄却された。

〈コメント〉本件ビルで営んでいた貸スタジオ業は、特例にいう「事業」に該当し、特例の適用対象となる。また、税理士は、被相続人の同族会社である貸スタジオ業が不動産貸付業とは別の自社事業に当たると判断していたともうかがえるため、本件特例が適用されることについての判断を誤ったこと、また、その選択肢の説明を相続人にしなかったことについて、受任者としての注意義務違反がある、として、本件土地の範囲につき本件特例を適用して申告した場合の相続税額と実際の納付税額との差額及びこれらに対する遅延損害金の支払いを税理士に認めた。本件における損害額は過大納付額約4,800万円と遅延損害金であるが、当該税理士の契約タイプが一請求限度額5,000万円であったため、支払保険金は5,000万円となった。

●〈相続税06〉遺産分割審判等に対する抗告事件の決定を受け、依頼者より更正の請求依頼を受けたが、期限を徒過し更正の請求が受けられず、賠償請求を受けた事例

●[税理士界] 平成16年5月15日号(第1196号)掲載●

〈事故の概要〉本件税理士は、平成15年1月被相続人A（相続開始平成2年10月）の相続人Bより、遺産分割審判等に対する抗告事件が決定し、これに伴う更正の請求の手続き依頼を受けた。本件税理士は依頼を受けた当初から本件更正の請求の手続きが相続税法第32条によるもので4ヶ月以内に提出すればよいものと誤認し、平成15年4月更正の請求書を提出した。平成15年5月、税務署より本件の更正の請求は国税通則法第23条第2項第1号に該当し提出期限が2ヶ月以内であることの説明を受け本件過誤が発覚、6月依頼者より損害賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件税理士は、国税通則法第23条第2項第1号に該当する更正の請求について、相続税法第32条に該当するものと誤認したことから、本来の提出期限である判決等の日から2ヶ月以内の期限を徒過し、4ヶ月目に提出し、その結果依頼者の相続税額の還付を受けることができなかった。したがって、所定の期限内に更正の請求を行わなかった本件税理士の過失責任は明らかであり、本過失に起因して生じた損害額である依頼者の更正の請求による還付請求額につき賠償責任が存するものと認められる。賠償すべき金額は175万円となり、免責金額30万円を控除した145万円が保険金として支払われた。

●●● 保険金が支払われなかった事例 ●●●

(ただし、★印の事例につきましては、平成19年7月1日制度改定により、お支払いの対象事例となりました。)

●[税理士界] 平成7年5月15日号(第1088号)掲載●

- 〈消費税01〉本件関与先は、法人税の申告期限の特例を受けていた。消費税の申告についても申告期限延長の適用があると誤認し、これを失念した。消費税の申告・納付を期限後に行ったことによる、無申告加算税約54万円について賠償請求を受けた。

〈コメント〉税理士特約条項第5条第1項により免責となった。

●[税理士界] 平成7年5月15日号(第1088号)掲載●

- 〈消費税02〉本件関与先の平成3年度10月期の消費税の確定申告に際し、本件税理士は、関与先から簡易課税制度選択の明確な依頼を受けていたにもかかわらず、期限までの届出書の提出を失念し、結果、原則課税による過大納付を発生させた。かかる過大納付税額につき損害賠償の請求を受け、本件税理士は平成3年10月末に損害額が確定した段階で関与先との示談を行い、賠償金の支払いを完了した。

〈コメント〉事例としては疑義なく保険金支払いの対象となるケースであるが、本件税理士より事故報告を受け付けたのは、平成6年2月であり、賠償が完了してから2年と4ヶ月が経過していた。商法第663条「保険金請求権の時効(2年間)」の規定により、保険金支払いの対象とはならなかった。

●[税理士界] 平成8年5月15日号(第1100号)掲載●

- 〈消費税03〉本件税理士は、本件関与先の平成4年分の消費税確定申告に際し、税込処理で計算した。ところが、この年は、店舗兼事務所ビルの取得があったため、消費税額の一部が平成5年度中に還付されることになった。本件税理士は、消費税の計算において税込処理を選択したとしても、建物の減価償却費を税抜きの金額で計算すれば、還付消費税額は収入金額に計上しなくてもよいと誤認していた。このため、所轄税務署より指摘を受け修正申告を行った。かかる修正申告額約100万円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉修正申告案件であり、税理士特約条項第5条第1項、同第2項により免責となった。

●[税理士界] 平成9年5月15日号(第1112号)掲載●

- ★〈消費税04〉本件税理士は、本件関与先より、「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出を依頼されていたにもかかわらず、これを失念した。届出書を提出したと誤解していた税理士は、消費税の確定申告に際し原則課税による申告を行った。その後、申告期限後の税務調査により誤った申告が発覚し、簡易課税と原則課税による差額が修正申告により追徴された。かかる税差額約300万円につき賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件は、修正申告による本税部分の損害であるため、税理士特約条項第5条第2項により免責となった。

●[税理士界] 平成10年5月15日号(第1124号)掲載●

- 〈消費税05〉本件税理士は、本件関与先から賃貸物件の建築に伴う消費税の還付を受けるため、「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出を依頼されていたが、その提出を失念した。その結果、還付が受けられなかったとして約500万円の賠償請求を受けた。

〈コメント〉当該物件は、すべてが居住用の物件であるため非課税取引に該当し、届出書を期限までに提出していたとしても還付を受けることはできなかった。したがって、そもそも損害賠償責任は発生していないため、保険の対象とはならなかった。

- ★〈消費税06〉簡易課税を選択している関与先について第一種に該当するものとして申告したが、第四種と認定され修正申告をした。課税売上の事業区分をしていれば、75%基準法適用により全体について第一種が認められたとして賠償請求を受けた。

〈コメント〉税理士の責任は認められるが、本件、当初の確定申告が過少申告となっており、税理士特約条項第5条第2項により免責となった。

- 〈消費税07〉平成8年3月期に課税売上高が3,000万円未満となったが、過去に課税事業者選択届出書を提出していたことを失念し、平成10年3月期は確定申告をしなかった。後日、税務署から指摘を受け期限後申告書を提出。納税額30万円について賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件は、期限後申告のため税理士特約条項第5条第2項により免責。翌平成11年3月期は保険の支払い対象となるが、法人税等の節税額を考慮すると損害額は免責金額の30万円以下となり、これも免責となった。しかしながら「課税期間特例選択届出書」を提出することにより、損害額を軽減することが可能な場合もある。

- 〈消費税08〉個人営業から法人成りした際に、法人に譲渡した資産について消費税の申告が洩れていたため、税務署から指摘され期限後申告となった。

〈コメント〉期限後申告の場合には、税理士特約条項第5条第2項により保険の対象とならず、また加算税・延滞税部分は税理士特約条項第5条第1項により同様に保険の対象とならなかった。

- 〈消費税09〉保険期間開始前の請求のおそれの過失による不知 平成14年5月期の消費税について、過年度における「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出有無の確認を怠り原則課税が採用出来ないこととなり、賃貸マンション建設に係る消費税の還付が受けられず、逆に消費税の納付が発生し損害賠償請求を受けたものである。消費税の簡易課税を取りやめるには、その事業年度開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しなければならない。しかしながら被保険税理士は過年度に提出していた届出書の確認を怠り、原則課税が採用できず簡易課税となってしまったことにより生じた損害であり、その責任は免れないと判断する。

〈コメント〉本件は、税理士特約条項第6条第1項第10号の保険契約締結の当時、被保険者が保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対して請求が提起されるおそれのあることを過失によって知らなかった場合に該当することが判明し、保険の適用対象外となり途中で調査を打ち切った。

- ★〈消費税10〉依頼者は新設法人であるため、設立事業年度における消費税の課税方式選択の際、誤って不利な簡易課税方式選択届出書を提出した。結果、平成15年5月期の消費税申告において簡易課税による過大納付消費税を発生させたとして税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件は、消費税の課税方式選択の際、翌期の営業予測・設備投資有無の確認を怠ったことが原因で、簡易課税方式を選択したものである。その点においては税理士の責任が問われるものである。一方、申告書は期限内に提出されているものの、納税が期限後となっていることから、税理士特約条項第5条第2項に該当し免責となった。

- 〈消費税11〉免税事業者となる課税期間について事前に消費税課税事業者選択届出書を提出しなかったため、還付を受けられなかったとして税理士法人に対し、賠償請求がなされた。

〈コメント〉本件請求は、税理士法人設立後になされたものの、調査の過程で現在、税理士法人に勤務する税理士が個人として行っていた時のミスであり、個人としての保険は未加入であったことが判明したため免責となった。

- 〈消費税12〉本件税理士は、依頼者の消費税確定申告において申告期限を徒過した結果、賦課された無申告加算税について、依頼者から損害賠償請求を受けた。

〈コメント〉税理士の過失は認められるが、税理士特約条項第5条第1項に定める無申告加算税に該当し免責となった。なお本件税理士から保険会社に保険金請求の訴訟が提起されたが、地裁にて請求棄却判決、高裁にて控訴棄却判決がなされ、税理士特約条項第5条第1項の無申告加算税に相当し保険会社の勝訴が確定した。

- ★〈消費税13〉税理士は、依頼者の消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出を失念したが、適切に提出したものと勘違いし、原則課税方式で消費税の還付申告を行った。税務署から指摘を受けて届出書の提出失念が発覚し、簡易課税方式にて修正申告した。過大納付となった消費税相当額について税理士が損害賠償請求を受けた。

〈コメント〉税理士特約条項第5条第2項(免責)に定める修正申告により納付する本税に該当するため免責とされた。

- ★〈消費税14〉本件税理士は課税売上高が3,000万円以下であったため、免税事業者として消費税確定申告をしていなかった被害者の平成14年におけるマンション建築計画を聞き、平成15年分の消費税につき検討を行った結果、設備投資が4億円と高額なことから消費税が還付される見込みとなった。よって消費税課税事業者選択届出書を提出したが、過去に簡易課税を選択しているかどうかの確認を怠り、消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出を失念し消費税の還付が不能となった。

〈コメント〉本件は簡易で申告納税をせざるを得ないところ、被害者への説明が遅れ、簡易課税制度による納付すべき消費税額が期限後納付となっており、税理士の過失は認められるが、税理士特約条項第5条第2項に該当し免責となった。

- ★〈消費税15〉税理士は、依頼者の消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出を失念したが、適切に提出したものと勘違いし、原則課税方式で消費税の還付申告を行った。税務署から指摘を受けて届出書の提出失念が発覚し、簡易課税方式にて修正申告した。過大納付となった消費税相当額について税理士が損害賠償請求を受けた。

〈コメント〉税理士特約条項第5条第2項に定める修正申告により納付する本税に該当するため免責とされた。

- 〈法人税01〉本件関与先の法人税確定申告につき、税務調査があり、一部に経費、所得等の隠蔽・仮装があるとして、重加算税を課された。同族会社で、依頼者側の処理が明確でなかった点に主因があるが、記帳・申告はすべて税理士に依頼していたもので、税理士に責任があるとして賠償請求を受けた。

〈コメント〉重加算税を課された案件であり、税理士特約条項第6条第6項により免責となった。

- ★〈法人税02〉法人税確定申告書作成に際し、本件税理士が入院したため、税理士事務所の担当者交替で申告が間に合わず、期限後申告となってしまった。また、本件税理士は「収用等の特別控除」の適用を失念した結果、過大納付法人税及び地方税が発生した。

〈コメント〉本件は期限後申告であることから、税理士特約条項第5条第2項に該当し免責となった。

- 〈所得稅01〉平成3年度分の所得稅の確定申告書の稅務代理の委託を受け、申告書を作成、依頼者より押印を受け、申告書を事務所で保管した。提出期限後、申告書控えを整理したところ、当該依頼者分の控えが見当たらず、稅務署へ提出したかどうか不明であった。依頼者は振替納稅利用者であったため、期限内納付はされていず、稅務署からの未納通知により判明した。稅理士事務所内にて申告書を紛失したものと思われ、加算稅、延滞稅相当額について賠償を求められた。

〈コメント〉稅理士特約条項第5条第1項により免責となった。

- 〈所得稅02〉租稅特別措置法第26条「社会保險診療報酬の所得計算の特例」を受けるための上限額を超過したため過大納付が発生したとして損害賠償請求を受けた。

〈コメント〉10月に「特例を受けるための残り期間の収入金額」についてシュミレーションを依頼され、試算のうえ説明したが、実績分に誤りがあり結果的に上限を超過したもの。上限額は結果に対する課稅の基準でありガイドラインでないこと、収入に対する当然の課稅であって損害とはならなことを、特例を受けるために収入を調整することは本末転倒であること等により、本件は保險の対象とはならなかった。

- ★〈所得稅03〉平成12年度の所得稅の確定申告において、特定の事業用資産買換えの特例の適用を受ける申告を行った。その際、本特例の取得期限は本来平成13年12月31日であるが、平成14年10月12日に取得予定として、買換承認申請書に取得予定日を記載し、依頼者に対して誤った説明を行った。その後買換えの期限が経過していることに気づき、平成12年分の修正申告書を提出し過大納付所得稅及び住民稅が発生した。かかる過大納付所得稅等につき、賠償請求を受けた。

〈コメント〉本件は修正申告書の提出により納付すべき稅額に当たるため、稅理士特約条項第5条第2項に該当し、免責となった。

- ★〈所得稅04〉平成15年度の所得稅の確定申告において、本来収用の買換特例を受けるためには契約日ベースで申告を行う必要があったが、引渡しベースで申告を行ったため、一部特例の適用ができなくなった。収用の買換特例の適用ができないことによる、平成15年分の修正申告書の提出により発生した追加稅額について、稅理士が依頼者から損害賠償請求を受けたものである。

〈コメント〉本件は申告時期選択ミスによるものであり、依頼を受けた段階で収用の買換特例の適用要件の確認を行えば防げた事故であり、稅理士の善管注意義務違反と考えられる。稅理士の過失は認められるが、過少申告事案であるため、稅理士特約条項第5条第2項に該当し、免責となった。

- 〈相続稅01〉本件稅理士は、本件依頼者から相続稅物納の手續きを依頼されていたが、申請書を提出期限の日の夜、ポストに投函し、消印が翌日付けとなったため、稅務署の受付が期限後となってしまった。結果、土地を売却せざるを得なくなり、評価額と売却額の差額約2,800万円につき賠償請求を受けた。しかしながら、本件稅理士が稅務署から「不受理」として申請書を棄却された時点においては、本件稅理士は稅理士職業賠償責任保險に未加入であり、その後加入したことが確認された。

〈コメント〉稅理士特約条項第6条第10項では、保險契約締結の当時、将来賠償請求されるおそれのあることを知っていた場合、もしくは過失によりこれを知らなかった場合には保險金支払の対象とならないとしており、同規定により免責となった。

- 〈相続税02〉本件税理士は、本件依頼者の相続税申告書作成に際し、物件の記載を誤り評価額が過大となった。かかる過大納付税額約90万円につき、依頼者である相続人5名から賠償請求を受けた。

〈コメント〉税理士職業賠償責任保険では、一事故あたり、被害者単位に30万円の免責金額が設定されており、本件の場合、相続人各人の損害額はいずれも10万円～20万円であり、免責金額(30万円)の範囲内であるため保険の対象とはならなかった。

- 〈相続税03〉相続税の申告に際し、小規模宅地の課税価格の特例により、本来、50%評価減しか適用とならない甲土地について、80%の評価減を適用して申告したが、税務署から指摘され修正申告となった。ほかに80%の評価減が可能な乙土地があったとして賠償請求を受けた。

〈コメント〉本来50%評価減しか適用できない甲土地について80%評価減を適用したことは過少申告となります。税理士特約条項第5条第2項により免責となった。

- 〈相続税04〉税理士は、今まで相続対策を講じていないという依頼者からの依頼に基づき、マンション所有を目的とする法人設立を骨子とする相続税対策を提案した。提案に従い、依頼者は法人を設立し金融機関から融資を受けて賃貸マンションを建設し、相当の地代を法人から依頼者に支払った。しかし、相当の地代が高額であったため、法人は大幅な赤字となり、依頼者個人は高額の所得税負担を負うことになった。また、対策実行から短期間(5年後)で依頼者は死亡したため、当初想定した節税は得られないことになった。法人設立せず個人事業として不動産賃貸業を行った場合との税差額が損害であるとして税理士は依頼者から損害賠償請求を受けた。

〈コメント〉税理士には説明不足等が認められるが、経営主体を法人とするか個人とするかは経営相談の範疇であり、税理士特約条項第3条(業務の範囲)に定める業務範囲外のため、保険の対象とはならなかった。

- 〈贈与税01〉平成6～9年に贈与した株式(取引相場のない株式)の評価に関し、類似業種比準価額の計算上使用した業種目に誤りがあったため、一株当たりの評価額が高くなってしまい、その結果、過年度に納付した贈与税額が過大となり、過大納付分について賠償請求を受けた。

〈コメント〉株式の生前贈与であることから、損害が多年度かつ多人数に亘るが、損害額を集計したところ免責金額(30万円)を下廻ることが判明した。

- 〈その他01〉① 関与先が新たに会社を設立するにあたり、商業登記書類一式を作成したが、登記処理を間違えたため、賠償請求を受けた。
② 関与先の投資や海外進出などのコンサルティング業務も行っていたが、その経営相談内容に不備があったとして、賠償請求を受けた。
③ 社会保険労務士の仕事も行っていたが、社会保険労務士業務でミスを犯し、賠償請求を受けた。

〈コメント〉税理士の業務は多岐に亘るが、本保険の対象となる業務範囲は、「税理士法第2条第1項第1号から第3号に規定される税務代理・税務書類の作成・税務相談」と「それに付随して行う財務書類の作成または会計帳簿の記帳代行」および「税理士法第2条の2に規定される裁判所での補佐人としての陳述」のみとなる。